



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（6）　－アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対象をも兼ねて－
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 52(4), 326-283
Issue Date	2001-12-21
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15103">https://hdl.handle.net/2115/15103</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	52(4)_p326-283.pdf



## ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（6）

— アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて —

石 川 武

### 目 次

凡 例

主要文献略語表

はじめに

ザクセンシュピーゲル・レーン法

巻頭言～6・2 (以上51巻5号)

7・1～13・3 (以上51巻6号)

13・4～19・2 (以上52巻1号)

20・1～24・9 (以上52巻2号)

25・1～26・8 (以上52巻3号)

26・9～32・4 (以上本号)

33・1～ (52巻6号以下)

おわりに

217 (承前)

26・9<sup>1)</sup> [なんびとも、<sup>2)</sup> ある子の所領——(それも)彼(=子)が未成熟(=満12歳未満)の間に(binnen sinen jaren)、<sup>3)</sup> ラント法上(の定めに従い)(to lantrechte)もしくはレーン法上(の定めに従い)(to lenrechte)<sup>4)</sup> (前の持主、特に父の死

亡により)その子に帰属し(てい)た(irstorben is)<sup>5)</sup>所領——について、(その)授封(を受けること)によって、<sup>6)</sup>あるいは、(その)質入れ(sattunge)(を受けること)によって、<sup>7)</sup>また、(その)返還(op latene)(ないし、譲渡)(を受ける)ことによっても、<sup>8)</sup>適法な(ないし、法定の)ゲヴェーレ(の権利)(ene rechte gewere)<sup>9)</sup>を取得し、それによって、彼(=子の所領の授封・質入れ・返還(ないし譲渡)を受けた者)<sup>10)</sup>が彼(=子)に対して、その子に相続され(てい)た適法な(ないし、法定の)、そして彼(=子)がもっと早くからもっていたゲヴェーレ(の権利)(sine rechten unde sine erren geweren)破る(=侵す、ないし、奪う)ことをえない、<sup>11)</sup>また、彼(=子)が未成年(=満12歳未満)の間に<sup>3)</sup>それ(=所領、特に亡父のそれ)が不法に(mit unrechte)相続され(それを占有・支配してい)た者<sup>12)</sup>も(それについて適法なゲヴェーレの権利を取得し、子の適法なゲヴェーレの権利を破る(=侵す、ないし、奪う)ことをえ)ない。]

- 1) この条項は「ドイツ語第2版」で補足されたものであるが、Gewere——特に rechte Gewere——の問題について貴重な示唆を含んでいる。そのことについては、以下の註で逐次述べていくが、併せて石川「ゲヴェーレ」、163頁をも参照されたい。
- 2) この neman (=なんびとも)の語が具体的にいかなる者を指すか、という問題については、後註・6～8で検討し、後註・10でその結果をまとめて述べる。
- 3) binnen sinen jaren の語については、前出レーン法26・4(=AV1・66)、註・2を参照。
- 4) この (to) lentrecht(e) oder (to) lenrecht(e) の語は、「ラント法上の、もしくは、レーン法上の相続に関する準則(に従い)」という意味である、と解される(石川「ラント法とレーン法」、1625頁、および、註・131を参照)。ひきつづき、すぐ後の本文(註・5の箇所)と次註・5を併せて参照されたい。
- 5) irsterven (=ある物が(前の)持主の死亡によりある者=(新しい)持主に帰属する)の語については、前出レーン法18、註・5を参照(前出レーン法2・7、註・5で、「後出レーン法18、註・3」となっているのはミス・プリントである)。そこでも指摘しておいたように、この語は「相続」以外の「死因帰属」についても用いられるが、この条項では、(後註・11の箇所)で前提されているように「子」は(亡父がもっていた) rechte gewere (の権利)をも「相続」しているから、彼に「レーン法上帰属し(てい)た所領」が「亡父が(それについて rehte gewere の権利をも)もっていた所領」であることは明らかである。これに対して、「子」に「ラント法上帰属し(てい)た所領」は、(レーンではなく)「アイゲン」であって、「子」にそれが「帰属」するのは、

(「子」がラント法上の「相続権」をもっている場合すべてが含まれ)、必ずしも「(亡)父」からとは限らないが、「子」(=息)は「相続」に際して第1順位にあるから)、少なくともその場合が最も多かったことは間違いないであろう(ラント法1・3・3、1・17・1を参照)。

- 6) この「授封によって」「誰か」が子の所領について *rechte gewere* (の権利) を取得し(註・9の箇所)、「子」が(亡父から——前註・5を参照)「相続されてもっと早くからもっていた *rechte gewere* (の権利) を破る」ことになる可能性(ないし、おそれ)(があることを前提し——註・11の箇所——、それ)を、冒頭(註・2の箇所)の *neman* の語によって(全面的に)否定しているのだから、この「誰か」は「子の家臣」であり(したがって、*neman* は「子の家臣はなんびとも」の意味になる)、この「授封によって」は、「子の家臣」が(「子」から)所領を「授封される」場合のことを念頭に置いたもの、と判る。なお、前註・5で述べたように、「子にレーン法上帰属した所領」は「レーン」であり、「子にラント法上帰属した所領」は「アイゲン」であるが、この両者については次のような相違がある。すなわち、それが「アイゲン」である場合には、「子」はそれが帰属した後、もしそうしようと望めば、いつでもそれを自分の家臣に「授封」することができるのに対して、それが「レーン」である場合には、「子」は主君からその授封を受けるまではそれを自分の家臣に「(又)授封」することができない、という相違がそれである(前出レーン法25・3(前段)=AV1・60、レーン法25・4=AV1・62、AV1・63を参照)。ただし(前出レーン法26・5=AV1・69・b、1・70、1・71・aによれば)、「子」が(どんなに幼くなくても)主君に所領を希求すれば、主君は「子」に所領を授封しなければならないから、この相違が重要な意味をもつとは考えられない。むしろ(「子」は未成熟の間、「(法定)後見人」とともに、あるいは、彼を通して、「授封」しなければならないから)、「子」と「(法定)後見人」の関係が問題になるであろう。(その点をも含めて)ひきつづき後註・11を参照されたい。
- 7) この「質入れによって」子の所領について *rechte gewere* (の権利) を取得し(註・9の箇所)、子の *rechte gewere* (の権利) を破りうる(註・11の箇所)のも、「子」からその所領の「質入れ」を受けた者である。しかし、「質入れ」については、「授封」の場合とは異なり、「それを受けた者」(したがって、Textで *neman* と言われている者)は、必ずしも「子の家臣」とは限らない。「子の所領」が「レーン」である場合、後出レーン法55・1以下の条項で、「主君」が「家臣」に所領を特定の時期に主君が「請戻金」を支払ってそれを請け戻すという条件で、「封与(=授封)する」ケースが扱われているから、実質的には主君が家臣に所領を「質入れ」することができ、また、(事実)あったと思われる。しかし、「(ドイツ語第1版)に属する後出レーン法55・6、したがってアイケ自身によれば)、所領の「質入れ」は(たとえそれがレーンであっても)ほんらい「ラント法廷」で(*vor gerichte*)行われなくてはならず(この点については、石川「裁判(権)」、23~24頁を参照)、アイケ自身は上記の場合について

sattunge (=質ないし質入れ)の語を用いることを避けて(おり、——後出レーン法55・8を参照——、また、上記レーン法55・1のケースを——可能な限り——「授封」(一般の場合のルールに従って処理しようとして)いる。因みに、以上で触れた後出レーン法55・1、6、8は、すべてAVに対応条項がなく、「レーン法」(ドイツ語第1版)で補足された(と目される)ものである。したがって、(「ドイツ語第2版」の著者が「第1版」のこうした用語法を踏襲しているとすれば)、このレーン法26・9の *sattunge* は、(子がレーンを家臣に(実質的に)「質入れ」するケースも含まれるものの)、「ラント法廷」で(正式に)行われる「質入れ」を指し、したがって、むしろ「子の所領」が「アイゲン」である場合を念頭に置いたものであり、「質入れを受ける者」(=*neman*)も「子の家臣」とは限らない、ということになる。なお、前註・6の末尾で指摘した「子」と「(法定)後見人」の関係は、「質入れ」についても問題になるが、その点をも含めて、ひきつづき後註・11を参照されたい。

- 8) *oplaten* (AVでは *resignare*)の語は、前出レーン法16(=AV1・42)註・3で述べたように、「レーン法」では(少なくとも、圧倒的多数の場合)、(所領を主君に)「返還する」の意味で用いられているから、このレーン法26・9においても、(「ドイツ語第2版」の著者が「第1版」の用語法を踏襲している限り——前註・7を参照)、それと同じ意味で用いられている、とまず想定してかかるのが妥当であろう。しかし、この条項の場合、こうした解釈には問題がないわけではない。この条項では、前註・5で述べたように、「子の所領」として、「レーン」だけでなく、「アイゲン」も問題になっており(言うまでもなく、「アイゲン」は「自存地」であり、それを封与した「主君」は存在しないから、「アイゲン」を「主君に返還する」ことはありえない)、しかも、直前の *sattunge* の語については、むしろ(主に)「アイゲン」のことが問題になっている、と考えられる(前註・7を参照)からである。さらに、この解釈には、次のような問題もある。すなわち、*were* ないし *gewere* の語は、それがレーンについて「占有権」ないし「占有のための権原」という含意をもつ場合、(この箇所以外では)すべて(所領を授封された)家臣が主君に対してもつ「権利」を指しているのに対し、この箇所だけは、(それが否定態の文章の中で用いられ、所領を返還された主君が「子」に対して *rechte gewere* をもつことはない、とされてはいるものの)、主君が家臣との関係においてもつ「権利」を指して用いられている、という問題がそれである。(さらに、こうした問題を念頭に置きながら考えてみると、そもそも「子」が未成熟の間に(主君から授封された)所領を主君に返還することがあるのか、という疑問さえ浮かんでくる。「子」が求めなければ、主君は「子」が成熟に達するまで所領を授封しないでおくこともできるのだから——前出レーン法26・1=AV1・65の「子」の「年期」、および、前出レーン法26・5=AV1・69・b、1・70、1・71・aを参照——、「子」がもし主君に所領を「返還」することを望むのであれば、はじめから「授封」を求めることはなさそうに思えるからである)。これに対して、「子の所領」が「アイゲン」である場合には、「子」が未成熟の間に当然それを誰かに「譲渡する」ことはあり

うるから、この条項の *oplatene* の語によって著者が問題にしているのは「アイゲンの譲渡」(だけ)である、と考えれば、上述のような問題は自ずから消滅する。しかし、その場合、次の(同じく「ドイツ語第2版」で補足された)レーン法26・10で、*oplatene* の語が紛れもなく(主君に所領を「返還する」という意味で用いられていることとの関係が気に懸る。上掲・邦訳で、*oplatene* の語を(一応)「返還」と訳した上で「(譲渡)」という補訳を加えたのは、以上のことを考えたからである。いずれにせよ、この「返還」(ないし、譲渡)についても、「子」と「(法定)後見人」が問題になるので、その点をも含めて、さらに後註・11を参照されたい。

- 9) *rechte gewere* (=「適法な、ないし、法定のゲヴェーレ」)の概念については、前出レーン法13・1(=AV1・103)、特にそれへの註・7を参照。なお、併せて後註・11をも参照されたい。
- 10) この「彼」は、冒頭(註・2の箇所)で *neman* (なんびとも)と言われている者のことであるが、前註・6～8で述べた私見を前提にすれば、「授封」については「子の家臣」、「質入れ」については(「子の家臣」をも含む)「質権者」、「返還」については「子の主君」(ただし、アイゲン「譲渡」については「譲受人」)、ということになる。
- 11) ここまでの所で最も注目されるのは、「子」が所領についての *rechte gewere* を「(所領を授封、質入れ、返還(ないし、譲渡)する)以前(er)から」もっており、しかもそれが「子」に「相続された」ことが明記されていることである。それによって、(前註・6で述べたように、「レーン」であれ「アイゲン」であれ)ある所領について *rechte gewere* の権利をもっていた前の持主(最も多くは、父)が死亡した場合、その「相続人」(最も多くは、子、それも「レーン」については「封相続人」である息)は、所領そのものやそれについての(*ge*)*were* の権利だけでなく(前出レーン法6・1=AV1・24をも参照)、ほかならぬ *rechte gewere* の権利をも「相続」することが判るからである。(この点については、後出レーン法37・1に姿を見せる *ervelen* の概念、および、レーン法37・3(AV1・93)の *rechte were* に関する命題とも関係する——石川「ゲヴェーレ」、163頁を参照)。また、「子」が彼に「相続」された所領を「授封」したり「質入れ」したり「返還」(ないし、「譲渡」)すれば、「子」は(近代法の意味では)所領の「占有」を誰かに委ねたり譲ったことになり、自らはそれを「占有」(・支配)していないことに注意されたい。それにもかかわらず、「子」から所領を(「授封」などによって)与えた者は、(たとえそれを1年と1日ないし6週と1年「占有」していても)それについて *rechte gewere* を取得することはなく、所領を与えた(したがって、それを「占有」していない)「子」の *rechte gewere* は破られない、というのである。この場合、「子」のもつ *rechte gewere* が(事実としての)所領についての(いざとなればそれを取り戻すことができるという)「権利」であることは明らかであろう。

なお、未成熟の「子」に——所領の「占有」を欠いていても——(そうした) *rechte gewere* の権利が認められるのは、「子」が成熟に達した時、未成熟の間に行

った法的行為を取り消すことができるからである、と思われるが、そのことについては次のレーン法26・10、註・6と7で述べることにして、ここでは、そのことに関連してむしろ次のことを指摘しておきたい。すなわち、未成熟の「子」は「(法定)後見人」をもっており、「(法定)後見人」は「子」の所領について (ge) were to (rechter) vormüntscap (= (法定)後見人としての地位にもとづくゲヴェーレ= (言わば)管理権) をもっている (ラント法1・32・1、および、後出レーン法74・1を参照)。したがって、「子」が未成熟の間、(特に後見人にアングフェレ=所領収益取得権が授封された場合は、「子」に授封された所領を(「子」自身ではなく)他の者が(現実)に「占有」(・支配)しているという実態は、「子」と「(法定)後見人」の間にも成立している、ということがそれである。したがって、前出レーン法26・7とのつながりから言えば(同条への註・15を参照)、このレーン法26・9においては、「(法定)後見人」についても、(冒頭(註・2)の箇所の neman の語に直接に含まれてはいなくても、それらの者と同様に)、(その「(法定)後見人の地位にもとづくゲヴェーレ」にもかかわらず)、「子の所領」について rechte gewere の権利を取得したり「子」のもつ rechte gewere の権利を破ることはない、ということが、当然のこととして前提されていると解さなくてはならないであろう。

- 12) この「それが不法に相続された者」が具体的に誰を指すかは、「子の所領」が「アイゲン」である場合(前註・5を参照)については容易に見当がつくのに対して、それが(亡父の)「レーン」である場合については、すぐには思い浮かばないかも知れない。「ラント法」には(アイゲンをも含む)遺産の相続順位に関して明確な準則があり(ラント法1・3・3、1・17・1)、したがって、この件の mit unrechte の語は、「そうした準則に反して、先順位の者がいるのに後順位の者がそれを差しおいて(相続する)」という意味に解しうるのに対して、レーン法上、家臣<sup>レーン</sup>の封相続人たりうるのはその「息」に限られる(前出レーン法21・3を参照)から、相続順位の(ことだけを考えると、それにかかわる上述のような)問題は生じえないのではないか、と思われるからである。しかし、相続(順位)に関する上記の準則は、「子」(ないし、「直系卑族」)が被相続人(最も多くの場合、父)と「同等出生身分」であることを前提している(ラント法1・3・3、1・17・1参照)のであり、レーン法上も、(亡)父のヘールシルトを継承しうるのは、父と「同等出生身分」の息に限られる(前出レーン法21・1を参照)。したがって、たとえば(実は)父と同等出生身分でない息が、父と同等出生身分の弟が未成熟の間に(そのことを伏せて)(亡父)の所領の授封を受け、その後、弟が成熟に達した時、そのことを指摘して所領の授封を求めた場合、父と同等出生身分でない兄への授封は「不法」(=相続に関する準則に反するもの)として取り消されることになるはずである。

26・10<sup>1)</sup> [しかしながら、人(=家臣)は(彼に)封与された所領を(主君で

ある未成熟の子<sup>2)</sup>に、彼(=主君である子)がそれ(=所領)をもう一人の者(=家臣)に封与する、という条件で返還する(ないし、した)(op let)<sup>3)</sup>場合、彼(=主君である子)がそのとき(=未成熟の間に)<sup>2)</sup>それ(=所領)を(その条件通りに、もう一人の家臣に)封与し、そして彼(=主君である子)が成熟に達する(ないし、達した)時に(ないし、後も)、<sup>4)</sup>それ(=その条件)を固く守る(stede halt)<sup>5)</sup>ならば、その(もう一人の家臣に対する)授封は適法(recht)(ないし、法的に有効)である。<sup>6)</sup>しかし、(主君である)子が、彼(=子)が成熟に達する(ないし、達した)時、<sup>4)</sup>その(もう一人の家臣に対する)授封を適法に(mit rechte)(=法の定める手続に従って、具体的には、法廷で判決をもって)破る(=取り消す)ならば、<sup>7)</sup>それ(=所領)を返還した(gelaten hevet)<sup>8)</sup>者がそれ(=所領)を(取得、ないし)保持すべきである、けだし彼(=所領を返還した家臣)は、人(=主君である子)がそれ(=所領)をか(=もう一人の家臣)に封与するという条件で返還する(ないし、した)(let)<sup>8)・9)</sup>のであって、そうで(=その条件が)なければ(そう)して(て)いないからである。それゆえに、人(=主君である子)が当時行った(もう一人の家臣に対する)授封が適法に(mit rechte)(=法の定める手続に従い、法廷で判決をもって)破られる(=取り消される)場合は、かの者(=所領を返還した家臣)が当時行った(所領の)返還(dat laten)<sup>8)</sup>もまた破られる(=取り消される)、けだし彼(=その家臣)はそれ(=所領)を、彼(=主君である子)がそれ(=所領)をか(=もう一人の家臣)に封与するという条件がなければ、返還し(て)いない(nicht ne let)(ないし、返還しなかった)<sup>8)</sup>からである。]

- 1) この条項も、前出レーン法26・9と同じく、「ドイツ語第2版」で補足されたものである。
- 2) この「子」が「未成熟」(=満12歳未満)であることは、後註・4の箇所から明らかになる。
- 3) oplaten の語については、前出レーン法16(=AV1・42)、註・3および、直前のレーン法26・9、註・8を参照。
- 4) 前註・2、および、後註・6を参照。
- 5) この箇所の stede halden の語は、後段(特に註・7の箇所)と比較することにより、具体的には、(主君である)「子」は未成熟の間に行った「授封」を、彼が成熟に達した時にも取り消さずに、また改めてその所領を「授封」しないで、以前の「授封」をそのまま維持・継続する、という意味であることが判るであろう(次註・6、および、後註・7を参照)。なお、(アイケ以後の補足にかかる条項であるが)、後出レー

ン法31・2の *stede halden* の語も、これと(基本的には)同じ用法である、と思われる(後出同条への註・4、および、石川「ヘールシルト制」(2)、59~60頁、註・105を参照)。

- 6) ここまでの前段は、直前のレーン法26・9とのつながりから、未成熟(=満12歳未満)の「子」が、ある家臣から別な家臣に封与することを条件にして「返還」された所領を、その条件通りに別な家臣に「授封」し、「子」が成熟(=満12歳)に達した時にもその「条件」ないし(別な家臣に対する)「授封」を(取り消さないで)「固く守る」(=ひきつづき維持・継続する)ことは、前出レーン法26・9で述べられていた(「なんびとも子が未成熟の間にレーン法上子に帰属した所領について、(それを)授封(されること)によって *rechte gewere* (の権利) を取得し、それによって子の(もつ) *rechte gewere* (の権利) を破ることをえない」という原則に抵触しない、ということをはっきりさせたものと解されるが、その際、「子」は成熟(=満12歳)に達した時に彼が未成熟の間に行った(他の家臣に対する)「授封」を「破る」ことができる、ということが(暗黙に)前提されていることに注意されたい。(ただし、「子」が成熟に達した時に「破る」ことができるのは他の家臣に対する「新たな」授封<sup>レーン</sup>であって、たとえば、ある家臣が死亡した際、その封相続人が希求した亡父の所領が「授封」される場合は、——前出レーン法26・9に明らかのように、封相続人には所領<sup>レーン</sup>についての *rechte gewere* の権利も「相続」されるから——、ここで言う「授封」の中に含まれない、と思われる)。因みに、(AVに対応条項がなく、「レーン法」で補足されたと目される)後出レーン法31・1は、家臣が妻のために「成熟に達した息たちの同意を得て」所領について一期分を設定できる旨を規定しているが、(それらの子=息たちは、主君と同様、(将来)母の一期分を破りえないのに対して)、「未成熟の間に」同意した子は「それを破ることができる」としており(後出同条のほか、石川「ヘールシルト制」(1)、59頁を参照)、また、「ラント法」にも、たとえば「未成熟の間に」修道士にされた子は、「未成熟の間は」修道院から「去ることができ、レーン法およびラント法(上の能力)を取得する(ないし、取り戻す)」(ラント法1・25・2)、という規定が見られる。つまり、「子」は、(一般に)未成熟の間になした法的行為を(「未成熟の間」であれば、ないし、「成熟に達した(直)後」には)取り消すことができた、と考えられる。このレーン法26・10(および、直前の26・9)も、そうした原則に照応したものの、と言えるであろう(前出レーン法26・9、註・11を参照)。ひきつづき次註・7を参照されたい。
- 7) ここで最も注目されるのは、「子が成熟に達する(ないし、達した)時、その(もう一人の家臣に対する)授封を適法に(*mit rechte*)破る」、とされていることである。この *mit rechte* の語は、補訳を施しておいたように、「法の定め(る手続)に従って」、具体的には、「(レーン)法廷で判決をもって」という意味である、と思われるが、*mit rechte* の語をどのように解釈するにせよ、それによって、子が成熟に達した時(おそらく、その直後)に、未成熟の間になした法的行為(この場合、もう

一人の家臣に対する授封)を「適法に」取り消すことができる、という(前註・6で述べた)原則(の存在)が、それによって確認できるからである。

- 8) これらの箇所の *laten* の語は、文脈上、疑問の余地なく *oplaten* と同義に用いられている。前註・3の箇所、および、(そこでも挙げた)前出レーン法16(=AV 1・42)、註・3を参照。ただし、註・9の箇所については、ひきつづき次註を参照されたい。
- 9) この箇所、「テキスト」(Text, S. 50)では *liet*, Ho., II2 (S. 199)では *lit* となっているが、Ho., II 2 (S. 199, Anm. 52)によれば、異本では *let* となっているものもあり、(*liet* や *lit* では意味がよく通じないので(ほんらい) *let* (と書くべきであった)と解して、上掲のように訳しておいた。

## 225

26・11<sup>1)</sup> (主君である未成熟の子<sup>2)</sup> が彼の家臣たちにレーン法を行うこと (*lenrecht to dunde*) (=家臣たちが授封を求めた所領を授封すること)<sup>3)</sup> を拒む(ないし、拒んだ)場合は、<sup>4)</sup> 彼(=子)が彼の成熟(=満12歳)に達するや(=達した直後に)、<sup>5)</sup> 彼等(=家臣たち)は直ちにそれ(=所領の授封)をもう一度(改めて)希求しなくてはならず、さもなければ彼等(=家臣たち)は(主君である)子に対して年期を懈怠する(ないし、年期の懈怠により所領を失う)(ことになる)<sup>6)</sup>。

- 1) この条項は、AV に対応条項がなく、「レーン法」で補足された(と目されるもの)である。ただし、「ドイツ語第1版」で前出レーン法26・7と26・8の两条項が補足された後(それぞれの註・1を参照)、「ドイツ語第2版」でさらに前出レーン法26・9と26・10の两条項が補足されている(それぞれの註・1を参照)。したがって、このレーン法26・11は、「ドイツ語第1版」では、もともとレーン法26・8の直後に位置していたことに注意されたい。
- 2) この場合、「子」が「未成熟」であることは、後註・5の箇所から確認することができる。
- 3) *lenrecht dun* の語については、前出レーン法2・6(=AV 1・7)、註・7、レーン法26・7、註・5、および、石川「ラント法とレーン法」、1618~20頁を参照。なお、この場合、この条項の末尾(後註・6の箇所)で、「(家臣たちが)年期を懈怠する(かどうか)」が問題になっているから、(少なくとも主に)未成熟の「子」が(亡父の死亡により、亡父に授封されていた)所領の授封を受け、(亡父の)「家臣たち」が「子」に「授封更新」を求める(べき)場合のことが扱われている、と解される。ひきつづき次註・4を参照されたい。

- 4) この件には、なぜ(主君である)「子」が、この場合、家臣たちに「授封(更新)」を拒んだ(ないし、拒みうる)のか、という問題が伏在している。前出レーン法26・1(=AV1・64、1・65)によれば、「子」が主君から(亡父に授封されていた)所領を受領すべき「年期」は、「子」が成熟(=満12歳)に達した後「6週と1年」であるから、未成熟の「子」はそれまでの間主君から(亡父のものであった)所領の授封を受けていないこともあり、前出レーン法25・4(=AV1・62)によれば、「いかなる主君も、それが彼自身に封与される前に、所領を封与することをえない」から、まだ所領の授封を受けていない(未成熟の)「子」がそのことを理由に家臣たちの「授封(更新)」の求めを拒むことは、それ自体としてはありえないことではない。しかし、その場合には、同じ条項に、「家臣の年期は、主君が(家臣の)受領すべき所領を(上級主君から)授封された時に始まる」と明記されており、このレーン法26・11のように、「子」が成熟に達し(て上級主君から所領を授封され)た時に家臣たちがすぐに(改めて)授封(更新)を求めないと「年期を懈怠する」(後註・6の箇所)、ということにはならない。したがって、このレーン法26・11で扱われているのは、前出レーン法26・5以降の諸条項で述べられているのと同じく、「子」が「未成熟の間に」授封されており、(「年期」の始まった)「家臣たち」が所領の「授封更新」を求めてきたのにそれを拒んだ場合、と考えなくてはなるまい。そうだとすれば、(未成熟の)「子」が家臣たちに(自らは授封を受けた)所領の(又)授封を拒みうる理由は何か。この疑問については、「ドイツ語第1版」ではこの条項の直前に位置していた前出レーン法26・8において、「子」がアングフェレ(=所領収益取得権)を授封されていない限り、「子」は(主君から誰に)授封された所領を(具体的に)申し立てる義務がない、と述べられていたことを想起する必要がある。このことは、この場合「子」が所領を(まだ)実効的に「占有」(・支配)していないことにもとづく、と考えられるが(同条への註・7を参照)、このレーン法26・11における授封(更新)の拒絶も、(後註・6で述べるように)(「子」が成熟に達するまでという)「暫定的」な性格をもっていることを考えると、その理由は、レーン法26・8の場合と同じく、「子」が(アングフェレを授封されておらず)(まだ)所領を実効的に占有・支配していない、という点に求められるのではないか。なお、後註・6を参照されたい。
- 5) 前註・2を参照。念のために一言すると、「子」が「成熟に達した時」、(子がそれまでアングフェレを授封されていなくても)、(主君または後見人のもつ)アングフェレ(=所領収益取得権)は終了し(前出レーン法26・3 = AV1・69・a、および、レーン法26・7を参照)、「子」は所領を実効的に占有・支配することになるから、「子」が未成熟の間、家臣たちに「授封」を拒んだ理由は消滅している(はずである——前註・4を参照)。
- 6) この(「彼が彼の成熟に達するや…」以下の)後段でまず注目されるのは、(未成熟の)「子」が家臣たちによる授封の希求を拒んだ場合、「子」が成熟に達するまで家臣

たちの所領が失われていないことが前提されている反面、家臣たちには「子が成熟に達した直後に」改めて授封を希求すべきことが求められている、ということである。このことによって次のように推定することができるであろう。「子」は、未成熟の間に授封を求められた時、「自分が成熟に達する時までは（所領を実効的に占有・支配していないので——前註・4を参照）授封できない（あるいは、それまで待て）」という意味のことを述べて、授封を拒んだ。この場合、家臣たちは（たとえ拒まれたにせよ）所領（の授封）を「希求」したことによって彼等の「年期」を「延長した」ことになる（前出レーン法22・5を参照）。ただし、この場合、「年期」は「子が成熟に達する時まで」しか「延長」されていないので、家臣たちは、「子が成熟に達した時、「直ちに」改めて所領（の授封）を「希求」しなければ、彼等の「年期」を懈怠したことになるのではないか。—— 以上のような推定がそれである。

なお、以上のような私見は、「ドイツ語第1版」における（そこでは直前に位置していた）前出レーン法26・8とのつながりを重視したものであるが（前註・4を参照）、アイケ以後「ドイツ語第2版」で、レーン法26・8とこのレーン法26・11の間に、前出レーン法26・9と26・10の両条項が補足されたことで、このレーン法26・11は、それとのつながりで、次のような含意をもつことになっているのではないかと、とも考えられる。すなわち、④「子」が未成熟の間に所領の授封を拒めば、家臣たちが所領について「授封」によって *rechte gewere* の権利を取得する可能性はないから、それはむしろレーン法26・9の趣旨に叶うのではないか。⑤レーン法26・10では、「子」は、成熟に達した時、未成熟の間に行った法的行為を取り消す（あるいは、是正する）ことができる、とされているから、このレーン法26・11も、それとのつながりをもつのではないか。しかし、これはいずれも「誤解」にすぎない。⑥「子」は一般に未成熟の間でも、主君から授封されれば、自分の家臣に授封することができる。このことは、前出レーン法26・6（=AV1・71・b）によって明らかだけでなく、ほかならぬレーン法26・10にもその事例が挙げられている。⑦そのレーン法26・10も、厳密に言えば、「子」が成熟に達した時、未成熟の間に行った（授封の「拒絶」ではなく）「授封」を——それも、その全部ではなく、新たに行われた授封（同条への註・6を参照）など、その一部を——取り消す（ないし、撤回する）ことができる、とされているにすぎない。ただし、レーン法26・9と26・10は、そうした「誤解」ないし「紛れ」を生むほど、このレーン法26・11と近い関係にあったからこそ、この条項の直前に補足されたことは確かであろう。

27・1<sup>1)</sup> a) 息をもつある家臣が、彼が彼の所領を受領すべき（=所領の授封

更新を新しい主君に求めるべき) 年期限内に、<sup>2)</sup> 死亡する(ないし、した) 場合、そのことによって息から所領が遠ざけられた (governet is) (=失われた) ことにはならない、たとえ彼 (=息) の (亡) 父がそれ (=所領) を (まだ) 受領していなかったとしても、<sup>a)</sup> <sup>b)</sup> 彼 (=息) 自身も年期を懈怠したのでない限り。<sup>b)·3)</sup>

AV 1・72・b (前段)<sup>1)</sup> <sup>a)</sup> 息をもつ家臣が、もしレーンに関する(ないし、レーンの授封更新を求めるべき) 彼の期限(ないし、年期) 内に (infra suum beneficiale terminum)<sup>2)</sup> 死亡したならば、それまでに(彼が) レーンを(まだ) 受領していなくても、息が(その) レーンを欠いた(ないし、失った) ことにはならない。<sup>a)</sup>

- 1) 前出レーン法26・7から26・11まで AV に対応条項のない条項を「補足」してきた「レーン法」は、ここから再び AV における叙述の流れに沿った記述に戻る。
- 2) この「家臣が彼の所領を受領すべき(ないし、レーンに関する彼の) 年期」は、具体的には、(少なくとも主に) 主君に異動があつて(特に、主君が死亡して)「家臣が新しい主君に授封更新を求めるべき年期」を指す、と解される。(たとえば、家臣が主君に所領を返還してそれを「引き戻す」べき年期もそれに含まれる可能性もあるが、次のレーン法27・2=AV 1・72・a (後段) では、同じく主君が死亡し——さらにその息までも死亡し——た場合が扱われていることとのつながりから見て、そのケースには言及されていない、と解するのが妥当であろう)。
- 3) b-b の件は、AV に対応箇所がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、それによって、この条項の論旨がさらに具体的ないし厳密になっていることは明らかであろう。(すなわち、AV では、「息が(父の) レーンを欠いたことにはならない」、とされているだけで、彼が(新しい主君に) 授封を求めるべき期限については言及されておらず、彼自身も「(亡) 父の(もっていた) 年期」(=主君の死後、6週と1年) 内に授封を求めなくてはならない、と受け取られる余地が残っているのに対して、「レーン法」では——特に「彼(自身) も」(he ok) の語とによって——息が父の死亡後(新たに)「彼(自身) の年期」をもつ、つまり、父の死亡後「6週と1年」以内に授封を求めればよい、ということが明確になっている)。

27・2 <sup>a)</sup> また、ある主君の息が、家臣たちが彼 (=主君の息) からく(彼等の) 所領を受領す (=所領の授封更新を受ける) べき年期限内に、<sup>1)</sup> 死亡する(ないし、した) 場合にも、<sup>2)</sup> <sup>b)</sup> 彼等 (=家臣たち) は彼等の所領を、どこであれそれ (=所領) が行きつく先まで追い求める (volgen) (=誰であれ所領が帰属する者にその授

封更新を求める<sup>3)</sup> ことになり、<sup>b)・4)</sup> そのことによって(=主君の息が死亡し、家臣たちがまだ授封更新を受けていなかったからといって)(彼等に対して授封更新を拒む新しい主君に)敗訴する(verluset)(そして、それによって彼等の所領を失う)<sup>5)</sup> ことはない。<sup>a)</sup>

AV 1・72・b (後段) <sup>a)</sup>同じように、ある主君の息が彼の家臣の(=家臣が授封更新を求めるべき)期限内に<sup>1)</sup> 死亡した場合にも、<sup>2)</sup> 家臣が(その)レーンを(判決をもって)剥奪(ないし、否認)されることはない(abiudicetur)。<sup>5)・a)</sup>

- 1) この箇所、「レーン法」では、「ある主君の息」が死亡するのは、(AVのように、単に「家臣たちの年期限内に」ではなく)、「家臣たちが彼(=主君の息)から所領を受領すべき年期限内に」と明記されていることによって、この条項が、(息をもつ)主君が死亡して家臣たちがその封相続人である息に対して「年期」(6週と1年)内に授封更新を求めるべき場合にかかわる、ということが(AVより)はるかに明確になっている。ひきつづき次註・2を参照されたい。
- 2) ここまでの所を、前出レーン法27・1(=AV1・72・b・前段)の冒頭、書き出しの文と比較することによって、次のことがはっきりするであろう。すなわち、レーン法27・1と27・2は、いずれも、主君が死亡して家臣がその息に授封更新を求めるべきケースにかかわり、27・1は、その場合、さらに家臣が(主君の息に授封更新を求めるべき)年期限内に死亡したケースを扱っているのに対して、この27・2は、(家臣が授封を求めるべき「年期」内に)主君だけでなく「主君の息」までも死亡したケースを扱っている、ということがそれである。前出レーン法27・1=AV1・72・b(前段)、註・2を参照。
- 3) volgenの語については、前出レーン法2・6(=AV1・7)、註・3、および、レーン法15・2、註・2を参照。なお、ひきつづき次註・4をも参照されたい。
- 4) b-bの件は、(AVに対応箇所がなく)、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、前註・2で述べたように、この条項は(主君が死亡して家臣がその息に授封更新を求めるべき「年期」内に)「主君の息」までも死亡した場合にかかわるから、「所領が行きつく先」は、「(主君の息)がすでにその「息」をもっていれば」「主君の息の息」ということもないわけではないが、多くの場合(「主君の息」はまだ「息」=封相続人をもっていないと考えられるから)、その所領について(上級主君から)ゲディングが封与されていた場合はそれを封与されていた者(=上級主君の家臣)(前出レーン法6・2=AV1・25を参照)、ゲディングが封与されていなかった場合には、上級主君(=息の主君)または上級主君が新しい主君として指定したその家臣ということになる(前出レーン法6・2=AV1・25、レーン法15・2、レーン法25・

1 = AV 1・57、1・58を参照)。(なお、この上級主君による新しい主君の指定と(前記)ゲディング(および wardunge=待機権)が封与されていた場合との関係については、前出レーン法7・5、註・3を参照を参照されたい)。このb-bの補足が、AVの後段(註・5の箇所)で「家臣がレーンを剥奪されることはない」と言われていることが具体的に何を意味するかを明らかにするためのものであることは、改めて指摘するまでもあるまい。ひきつづき次註・5を参照されたい。

- 5) *verlesen* (= *verlieren*) の語は、(この場合、実質的には「(新しい主君に授封更新ないし別な主君の指定を拒まれて) 彼等の所領を失う」という意味であることは言うまでもないが)、前出レーン法14・4、註・7で指摘しておいたように、(この条項のように) 目的語を伴わない場合、「敗訴する」という意味で用いられる(ことが多い)。この条項の場合には、AVの対応箇所 *abiudicetur* の語が用いられているので、*verlesen* の語もそうした(裁判ないし訴訟手続にかかわる) 含意をもって用いられている可能性が大きい。ただし、この箇所のAVの叙述は簡略にすぎ、家臣から所領を「剥奪する」のは誰なのか、直ちには理解できない。そこで「レーン法」では、b-bの箇所を補足して、この場合、家臣たちが授封更新を求めるのは「新しい主君」であることを明らかにしたもの、と思われる(前註・4を参照)。家臣に対する授封は、繰り返し指摘してきたように、一般に、裁判の(少なくとも、それに準じた) 手続で行われるから、その補足によって、家臣たちが「敗訴」し(て授封更新を拒まれ、あるいは、所領を剥奪され) うるのも、「新しい主君」との関係においてであることが明確になっている。なお、「(=主君の息が死亡し、家臣たちがまだ授封更新を受けていなかったからといって)」という補訳を施したのは、直前のレーン法27・1とのつながりを重視し、そこで述べられていることに準じて、家臣が授封更新を求めるべき年期中にそれを求める相手=主君の息が死亡すれば、それまでに授封更新を求めていなかった家臣にも、その時点から新たに「年期」が認められる、と理解した上でのことである(前出レーン法27・1 = AV 1・72・b・前段、註・3を参照)。

28・1 <sup>a)</sup> 主君は家臣の(=家臣に封与している) 所領を、彼(=主君) がそれ(=その所領) を一人以上(=複数)の主君(=家臣にとっては上級主君) から授封している<sup>1)</sup> のでなければ、<sup>b)</sup> (その一部を彼の主君=上級主君に) 返還(すること) (*latene*) によって<sup>b)・2)</sup> 分割してはならない。<sup>a)</sup> <sup>c)</sup> 彼(=主君) が、しかし、法(の定め) に反して (*weder recht*) <sup>d)</sup> それ(=その所領の一部) を(彼の主君=上級主君に) 返還する (*let*) (ないし、した)<sup>2)</sup> ならば、<sup>d)・3)</sup> 小さな方の部分は大きな方(の

部分)に従うべきである。<sup>c)</sup>

AV 1・73 <sup>a)</sup>主君には、家臣の(=家臣に封与している)レーンを分割することは許されない、主君が(それを)複数の者(=主君、家臣にとっては上級主君)から受領していた場合<sup>1)</sup>を除いて。<sup>a)・2)</sup> AV 1・74 <sup>c)</sup>しかしながら、法(の定め)に反して(*contra iustitiam*) (それ=家臣のレーンが)分割される(ないし、された)ならば、小さな方の部分は大きな方(の部分)に従うべきである。<sup>3)・c)</sup>

- 1) つまりこの場合、主君は、一人だけの主君(=上級主君)の家臣であるのではなく、同時に複数の主君(=上級主君)の家臣である。こうした「二重(ないし、複数)家臣関係」(*Doppelvasallität*)については、後でレーン法46・2=AV 1・110を参照されたい。
- 2) このb-bの件(原文は *mit latene*)は、AV に対応箇所がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものである。もしAVのようにこの件がないと、いかにも舌足らずと言うほかに、主君が家臣の所領を一人の主君(=家臣にとっては、上級主君)から受領している場合と一人以上の主君(=上級主君)から受領している場合とで、家臣にとってどのような違いがあるのか、あるいは(具体的には)、なぜ後者の場合には家臣の所領の「分割」が認められるのに前者の場合にそれが認められないのか、さらに、そもそも家臣の所領の「分割」とは具体的にどういうことであり、また、なぜその「分割」が起きる(ないし、行われる)のか、といった疑問が(次々と)生まれ、容易にそれを解くことができないであろう。それに対して、「レーン法」では、この *mit latene* の語を付け加えただけで、こうした疑問がすべて氷解している。すなわち、たとえば主君・Aから家臣・Bに封与された所領が、一部はAにAの主君・Cから、他の一部はAのもう一人の主君・Dから封与されたものである、とする。この場合、AがCまたはDから封与された部分を(それを封与した)CまたはDに返還することはできる。それによって、Bの所領の一部は上級主君・CまたはDの手に戻り、残りの部分はBの手にそのまま(Aから封与された所領として)残る。Bは(すぐ後のレーン法28・2、註・3でも述べるように)、この場合、CまたはDに返還された部分の授封更新を求めることになるから、いずれにせよ、それまでAだけから封与されていた所領が「分割」されて、Aと上級主君(CまたはD、あるいは、CないしDの指定した「新しい主君」・E)という二人の主君から封与された二つのレーンをもつことになる。このことを前提して、このレーン法28・1は、AがBに封与された所領を、Aが一人の上級主君(たとえばC)だけから受領していた場合は、Aはその一部だけをCに返還して、

(この場合にも、Bは少なくともその部分についてはCに授封更新を求めることができるはずだから)、BがそれまでAから封与されていた(一つの)所領を(AとCから封与される)二つの所領に「分割」する(ないし、させる)ことは許されない、とするものである。(その理由は何か。Bの所領がAにCとDから封与されていたものである場合には、たとえばAが封相続人なしに死亡したり、あるいは、Bの所領をすべてCとDに返還した時、BはCとDにその授封更新を求めなくてはならず、その意味では、Bの所領はもともと(二人の上級主君に属する)二つの部分に「分割」されて(おり、それに伴う不安定さはもって)いた、と言える。こに対して、Bの所領がAにCだけから封与されていた場合には、それが(AとCという二人に属する)二つの部分に「分割」されるという事態(および、それに伴う不安定さ)は、Aがその所領の一部を返還することによってはじめて生まれるので、それを認めればBの「権利」を損なうことになる、と考えられたからではないだろうか——この点については、次のレーン法28・2、註・2で述べることをも参照されたい)。mit lateneの語を補っただけで(その理由まではともかく)上述したようなことが容易に推定されるとすれば、これが「レーン法」における(AVの)「改善」の好個の一例であることは明らかであろう。なお、lateneの語は動詞latenの不定法を名詞として用いたのであるが、latenの語については前出レーン法16=AV 1・42、註・3を参照されたい。

- 3) このd-dの件も、AVに対応箇所がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、それにより、前註・2で述べたb-bの箇所とも相俟って、AV(1・74)では単に「小さな方の部分は大きな方に従う」と述べられていたため、その具体的な意味が判然としなかったのに対して、具体的にどのような事態を念頭において何を言おうとしているのか、はっきり判るように「改善」されている。すなわち、家臣(B)に主君(A)から封与されていた所領が、Aにその主君(C)だけから封与されたものである場合には、(レーン法28・1の前段で述べられているように)Aはその一部だけをCに返還してBの所領を「分割」することは許されない。それにもかかわらずAが(この規定に反して)Bに封与していた所領の一部をCに返還した場合には、返還された部分の方が大きければ、残りの小さな部分も(それとともに)Cに返還されたことになり、逆に返還された方が小さければ、それも(残りの大きな部分とともに)家臣・Bの手に留まることになる、というわけである。このうち、特に後の場合について、「レーン法」ではさらに次のレーン法27・2が「補足」されている(し、前の場合についても、同条への註・3で関説する)ので、ひきつづきそれを参照されたい。

28・2<sup>1)</sup> 主君が、彼が一人の主君(=家臣にとっては上級主君)(だけ)から受領している(hevet)彼の家臣の所領のうち(残った部分よりも)小さな部分を(上級主君に)返還する(let)(ないし、した)場合<sup>2)</sup>には、それ(=所領の一部)を

家臣は上級主君(から受領することになり、それ)以外のなんびとからも受領する(untvan)ことを要しない。<sup>3)</sup>

- 1) この条項は、AVに対応条項がないが、直前のレーン法28・1、特に「レーン法」で補足された(と目される)b-oおよびd-dの箇所と比較することにより、前条への補足をさらに敷衍するために、それらの箇所と同時に「レーン法」で補足された(と目される)ものであることが判る(前条への註・2と3、および、次註・2を参照)。
- 2) この件によって、この条項で扱われているのは、直前のレーン法28・1(=AV1・74)で述べられている「主君が法に反して家臣の所領の一部を(上級主君に)返還する」(AV1・74では「家臣の所領が分割される」)場合のうち、返還された部分が残された部分よりも小さな場合である、ということを確認できる。ひきつづき次註・3を参照されたい。
- 3) この条項の場合、直前のレーン法28・1=AV1・74によれば、「小さな方の部分は大きな方に従う」はずだから、主君・Aが(上級主君・Cに)返還した「小さな方の部分」は、返還されなかった「大きな方」と同じく家臣・Bの手に留まるはずである。しかしそれは、Aの返還によって、(少なくとも)表見的には上級主君・Cの手に戻っている(し、CはそれがAからBに封与された所領の「小さな方の部分」であることを知らない場合も少なくないであろう)から、Bは(Aではなく)Cに対してそれを取り戻すための手続を履まなくてはならない。その手続を補足したのがこのレーン法28・2である、と解される。

しかし、この条項を読むと、まず、次のような疑問が浮かぶのではないか。Bが彼の所領の(AからCに返還された)「小さな方の部分」を取り戻すために、それをCから受領(untvan)しなければならないとしたら、Bの所領は(Aから受領している「大きな方の部分」とCから受領する「小さな方の部分」に)「分割」されることになるのではないか、という疑問がそれである。この疑問は、AがCに(Bに授封されている所領のうち)「大きな方の部分」を返還した場合のことを考えると、いっそう深刻なものになる。この場合にも、(この場合、前出レーン法28・1=AV1・73の規定に従い、「小さな方」もCに返還されたことになるから)、BはCに対して(そのことを指摘して)(Aから封与されていた)所領全体の「授封更新」を求めることになるはずであり、したがって、この場合にはBの所領が「分割」されるという事態は起こらず、Bにとっては、AがCに「大きな方の部分」を返還した場合の方が「小さな方の部分」を返還したよりも有利である、ということになりかねないからである。

そこで、まず注目したくなるのは、このレーン法28・2で「それ(=所領のうち小さな方の部分)を家臣(B)は上級主君(C)以外のなんびとからも受領することを

要しない」と言われていることであろう。一般に家臣が上級主君に「授封更新」を求める場合は(したがって、AがCに「大きな方の部分」を返還してBがCに「所領全体」の「授封更新」を求める場合にも)家臣(B)が上級主君(C)に請うのは、上級主君(C)が自ら所領を家臣(B)に授封するか、さもなければ、新しい主君(D)を指定するように、ということであり(前出レーン法25・1=AV1・57を参照)、このレーン法28・2によれば、上級主君(C)は家臣(B)に新しい主君(D)を指定することはできず、自ら授封しなければならないことになる。しかし、それだけでは、Bの所領が「分割」されるという問題は依然として解決されないままである。

そこで私は、今のところ、このレーン法28・2を次のように理解している。この条項は、前述したように、家臣(B)が上級主君(C)に返還された彼の所領の「小さな方の部分」を取り戻すための手続を説いたものである。そこでは、「BはC以外のなんびとからも受領する(untvan)ことを要しない」として、「レーン法」では(特にgutを目的語とする場合)一般に「(家臣が主君から授封されて、ないし、された)所領を受領する」ということを意味するuntvanの語が用いられているが、BがCに求めなければならないのは、(少なくとも)法的には、(通常の意味での)「授封更新」ではなく、Aによる(「小さな方の部分」の)返還が「無効」であるということの「確認」である。したがって、BがそれをCに「確認」してもらい、表見上Cに「返還」されていた「小さな方の部分」をuntvan(この場合は、「受け取る」という一般的な意味になる)しても、(また、そのための手続が「授封更新」に近い、ないし、それに準じた形で行われても)、Bが取り戻した所領は、法的には、(BがCから授封されたものではなく)、依然としてBがAから授封されたレーンなのである、と。

それにもかかわらず、この条項で(前述したように)、一般には「授封されて(ないし、授封された)所領を受領する」という意味で用いられるuntvanの語が用いられているのはなぜか。それは次のように考えられないか。すなわち、「それを家臣は上級主君以外のなんびとからも受領する(untvan)ことを要しない」という件で著者の念頭にあったのは、家臣(B)と上級主君(C)の関係だけでなく、家臣(B)と主君(A)との関係も含まれており、家臣(B)は主君(A)が上級主君(C)に(Bの所領のうち)「小さな方の部分」を返還した場合、BはCにそれが「無効」であることの「確認」を求めなければならないが、そのことが「確認」されれば、BはAからそれを改めて「受領する」ことを要せず、Bの所領は(全体として)Aによる「返還」以前の原状に復帰する、ということがそれである。(なお、以上のように考えると、この一文がCによる「新しい主君」(D)の指定を排除したものだとする前記の見解が的外れであることは、いっそうはっきりするであろう)。

29・1<sup>a)</sup> また、家臣たちは、(彼等の主君が複数の息を遺して死亡した場合)、彼等の所領を彼等の主君の息たちの(うち)一人以上の者から受領する(untvan)<sup>1)</sup> ことを要しない(=彼等の主君の息たちのうち一人だけから受領すれば足りる)、たとえそれ(=家臣たちが受領すべき所領)が(上級主君から)彼等(=主君の息たち)皆に(共同で)封与されていても。<sup>2)・a)</sup> <sup>b)</sup>しかしながら、上級主君(de overe herre)<sup>3)</sup> は、(家臣に)授封すべき主君(=息)たちがそのこと(=誰が家臣に所領を授封すべきか)について合意(に達)しない場合は、彼(=上級主君)が彼等(家臣たち)に誰(=どの息)を(新しい主君として)指定する(wise)<sup>4)</sup> か、決めなければならない。<sup>b)・5)</sup>

AV 1・75(前段) <sup>a)</sup>また、家臣は一つのレーンを主君の息たちの(うち)一人だけから受領(suscipere)<sup>1)</sup> すべきである、たとえ(そのレーンが)複数の者(=主君の息たち)に(共同で)封与されていても。<sup>2)・a)</sup>

- 1) untvan (=suscipere) の語については、前出レーン法28・2、註・3を参照。
- 2) (複数の家臣による)共同授封(=いわゆる)「総手的授封」については、前出レーン法7・9、8・1と2、および、後出レーン法32・1～4を参照。
- 3) この箇所では、AVに対応箇所がないにもかかわらず、「上級主君」に de overe herre の語が宛てられている(前出レーン法25・1=AV1・57、註・6を参照。そこで述べたことを、このレーン法29・1における用語法と併せて考えると、次のような可能性もある。著者・アイケは、「レーン法」を執筆するに当たり、はじめAVに対応条項のない箇所では「上級主君」のことを言うのに de overste herre の語を用いていたが、レーン法25・1ではAVの superior dominus に応じて de overe herre の語を宛てるようになり、その後はAVに対応箇所がない場合にもその語を用いた、という可能性がそれである。以下の用例についてさらに検討したい)。
- 4) wisen の語については、前出レーン法25・1(=AV1・57)、註・9を、また、この箇所の「補足」については、次註・5、および、後出レーン法29・2(=AV1・76・b・前段)を参照されたい。
- 5) b-bの件は、AVに対応箇所がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、この補足が(ここでも)上級主君との関係(具体的には、上級主君の又家臣に対する関係ないし「権限」——したがって、レーン制のもつ Hierarchie として機能——の強化)にかかわっていることに注意されたい。

29・2<sup>a)</sup> また、主君も、一人以上の子たちに彼等の父の所領を封与する義

務はない、いつであれ(子たちの)父が死亡する(ないし、した)場合は。<sup>a)</sup> <sup>b)</sup> 子たちの(父の所領の授封を主君に求めるべき)年期内には、そのこと(=主君が子たちのうちの誰に授封すべきか)は彼等(=子たち)の選択に任されており、主君は誰であれ彼等(=子たち)が望む者に授封しなければならない。<sup>1)</sup> しかしながら、(子たちの)年期が過ぎた時は、<sup>2)</sup> そのこと<sup>3)</sup> (=主君の子たちのうちの誰に授封するか)は主君の選択に任されており、彼(=主君)は彼等(=子たち)のうち、それ(=父の所領)を法の(定め)に従って(mit rechte)(それまでに=年期内に)<sup>4)</sup> 彼に希求していた(gesinnet hebben)者(=子たち)の中から、彼が望む者(を選んで、その者)に授封することができる。<sup>5)·b)</sup>

AV 1・75(後段) <sup>a)</sup> 反対に、主君は(AV 1・76に続く) AV 1・76・a (承前) 家臣の息のうち一人<sup>b)</sup> だけに授封すべきである、家臣が死亡し(複数の息を遺し)た場合は。<sup>a)</sup> AV 1・76・b (前段) <sup>b)</sup> 息たちの(父の所領の授封を主君に求めるべき)期限内には、(息たちのうち)誰が主君から(父の所領を)授封されるべきかは、彼等(=子たち)の意向に任されるべきである。<sup>1)</sup> しかしながら、(息たちが)一致して一人の者(=息)を(所領の授封を受けるため)主君の許へ送らなかつた(non transmiserunt)場合は、<sup>2)</sup> 主君は彼等(=息たち)のうち、(主君が)望む者に授封すべきである、彼(=息)の(授封を求めるべき)期限内に法(の定め)に従い(secundum ius)<sup>4)</sup> (父の)レーン(の授封)を(主君に)請うていた(petierit)者(があれば、その中から)。<sup>5)·b)</sup>

- 1) この箇所、「レーン法」の原文中、dat (=das) の語は、註・3の箇所の dat と同じく、(また、すぐに後述する AV の対応箇所との比較から言っても)、正しくは次の dat (=daß) 以下の文(= dat de herre belene swelken se willen)にかかると思われる。しかし、この箇所では、元になった(と目される)AVの文(= quis inbeneficietur a domino)に、swelken se willen の語を補足しようとした結果、(たとえば、「次のこと(すなわち)、主君が誰であれ彼等の望む者に授封すべきことは、彼等の選択に任されている」などと)忠実に直訳しても、邦語としては釈然としないものが残る。そこで、上掲・邦訳では、AVの対応箇所をも参照して、敢えて dat (=das) の後に「(=主君が子たちのうちの誰に封与すべきかは)」という補訳を加え、dat (=daß) 以下の文は「結果」のように訳してみた。また、後出の註・3(～註・5)の箇所も、それに平仄を合わせて邦訳しておいた。
- 2) この箇所、「レーン法」の原文は Kunt it aver ut der jarestale であり、この箇所の it

を(子たちが主君から授封を受けるべき者として選んだ)子(= dat kint)と取り、この箇所全体を「(その)子が年期を外れて(=年期が過ぎて)から(主君に授封を求めに)やって来る(すなわち、年期内にはやって来ない)」と解することも不可能ではないと思われるが、ヒルシュとショットはいずれも(itは「時」を現わす非人称の代名詞と取り)「年期が経過(ないし、満了)してしまった(場合)」と解している(vgl. Hi., S. 134, u. Sch., S. 279)ので、(一応)上掲のように訳しておいた。いずれにしても、この箇所は、対応するAVの箇所で行われているように、(実質的には)「(息たちが)一致して一人の者を主君の許へ送らなかった場合」であることには変わりがない、と思われるからである。(なお、AVはこの箇所では unum non transmiserunt ad dominum という表現を用いているが、これと(基本的には)同じ表現 = in alium dominum transmittant は前出AV 1・57にも姿を見せ、そこでは対応するレーン法25・1がこれに wise(n) の語を宛てている。しかし、このAV 1・76・bでは、主君の許へ(息の)一人を「送る」のは、(AV 1・57の「上級主君」ではなく、「息たち(皆)」)であるから、(ad dominum) transmittere の語が「新しい主君を指定する」という意味にならないことは明白である。さらに、すぐ前のレーン法29・1(註・4の箇所)では、(対応するAV 1・75に)この(新しい主君を指定するという)意味での wisen の語が補足されている。本条(註・2)の箇所では、対応するAVの文を直訳せずに、それを(wisen — あるいは、それ以外の transmittere に当たる語 — を含まないものに)書き改めたのは、以上のことと関係するものと思われる。また、以上のことによって(も)、(上級主君による新しい主君の指定を指す)術語としての wisen (ないし、wisunge) の語は「レーン法」にはじめて姿を見せる、という私見 — 前出レーン法25・1 = AV 1・57、註・9を参照 — が裏づけられるであろう)。

- 3) 前註・1を参照。
- 4) この箇所の mit rechte の語が(実質的には)「年期内に」を意味することは、註・1(まで)の文との比較、および、この文(のすぐ後のところ)で現在完了形(= gesinnet hebben) が用いられているから、容易に推定することができるが、AVの対応箇所では、原文でも secundum ius の語のすぐ前で、明示的に infra suum terminum と述べられている(次註・5を参照)。
- 5) 「レーン法」では、この(本条)最後の一文が言わんとすることは、(子たちが主君から授封すべき者について意見が一致せず、せいぜい一・二の子が — おそらく年期を懈怠するのを恐れて — 個別に主君に授封を求めるにいたった場合)のことであり、しかもこの場合、主君が、子たちの年期(内は彼等の合意を待たなければならないから、それ)が経過した後(に(子たちの総意と関係なく、その意味で)自由に選べるのは、年期内に「適法な」手続を取っていた(そうした)子たちの中から)である、と)比較的すんなり理解することができよう。これに対して、AVの方は、それだけを独立に読むと、この場合、まず主君が息たちのうち誰でも彼の望む者に授封することができる(dominus inbeneficiet quem eorum velit) という文があり、その後(に(この quem の語にかかるとしか考えられないにせよ) qui beneficium infra suum terminum secundus ins petierit

という単数形の関係文が続いているので、「レーン法」のように、「年期内に個別に授封を求めた複数の子の中から誰でも主君の望む者に」と理解することは難しく)、上掲・邦訳のように、「主君は彼等のうち、(誰であれ)(主君が)望む者に授封することができる」のが原則で、「年期内に個別に授封を求めた者」(単数)がもしあれば、「例外」として、主君はその者に対して授封すべきである、と理解したくなる(上掲・邦訳で言えば、文末の補訳を「(があれば、その者を)」と改めたくなる)ような構造になっている。もちろん、息たちが年期内に授封を求めなかった場合、(亡)父の所領は主君にとって *ledich* になる(=その手に戻る)から、主君は(息たち以外の者をも含め)誰にでもその所領を封与できるはずである、ということを考えると、むしろこうした解釈の方が正しいのではないかとさえ思われるかも知れない。しかし、この解釈は当たらない。そのことは、「レーン法」がこの AV の記述を(上述のように)そうした「誤解」の余地がないように改めたことだけでなく、後続のレーン法 29・3 = AV 1・76・b (後段)、および、特にレーン法 29・4 = AV 1・77 を参照することによって、明らかになるはずである。

**29・3** <sup>a)</sup>主君が彼の意向(ないし、裁量)に従い(*na sineme willen*)、そして法(の定め)に従うことなく(*nicht na rechte*)、一人の子に(亡父の)所領を封与する場合(ないし、封与したとしても)、そのことが他の子たちを、<sup>b)</sup>彼等の所領を受領することについて、<sup>b)</sup>損なうことはない。<sup>a)・1)</sup>

AV 1・76・b (後段) <sup>a)</sup>もし主君が(自由)裁量に従い(*secundum libitum*)、そして法に従うことなく(*non secundum ius*)、息たちの一人に授封するならば(ないし、したとしても)、(そのことは)他の者(=息)たちに何の損害を与えること(に)も(なら)ない。<sup>a)・1)</sup>

- 1) この条項が、前出レーン法 29・2 = AV 1・76・b (前段)で述べられている「法(の定め)」を念頭に置いて、主君が子たちの年期内に(子たちの合意を無視し、あるいは、合意を待たずに)「一人の子」(だけ)に(亡父の)所領を授封しても、(それは言わば「無効」であり)、それによって他の子たちの(亡父の)所領の授封を求める権利が損なわれることはない、ということを明らかにしようとしたものである。「レーン法」では、b-b の箇所の補足によって、このことがさらに明確になっている。なお、この条項では、(主君に禁じられている年期内の「一人の子」への授封について) *na sineme willen* という(前出レーン法 29・2、註・5の箇所の *welk eren he belenen wille* と)紛らわしい表現が用いられているが、前述レーン法 29・2 (註・5の箇所の)授封は、(註・2の箇所に明記されているように)、子たちの年期が終った

時に行われるのだから、(na sineme willen にひきつづき nicht na rechte の語が付け加えられて言わば念を押されているように)、このレーン法29・3で禁じられている授封には当たらない。ただし、(主君のそうした授封が他の子たちの授封を求める権利を)「損なわない」ということについては、前条を参照すると、次のような問題があるのではないか、と思われる。すなわち、主君が「一人の子」に授封した後、年期内に子たちが合意に達し、彼等の合意した(それとは別な)子が主君に授封を求めれば、主君は(「一人の子」に対する授封を「取り消し」)その者に授封せざるをえないであろう。しかし、子たちが年期内に合意に達せず、また、他の子たちが年期内に個別に授封を求めなければ、主君による「一人の子」への授封は、(それを「取り消す」きっかけがないから)、事実上「是認」されることにならないか、さらに、(子たちが年期内に合意に達しない場合)、年期内に他の子たちが個別に授封を求めても、主君が「一人の子」への授封に固執して彼を「望む」ならば、「法(の定め)に反して」行われたはずの主君の授封が、前条の「定め」(=「法」)によって、かえって(事実上)「是認」されることにならないか、という疑問がそれである。やがて後出レーン法32・1=AV 1・83以下で扱われる(複数の子に対する)「共同授封」は、あるいは(少なくとも一つの契機として)こうした場合の他の子たちの不利益を防ぐためにも行われた可能性なしとしないので、あらかじめここで指摘しておきたい。なお、ひきつづき次のレーン法29・4=AV 1・77をも参照されたい。

29・4<sup>a)</sup> いずれかの子が彼の(所領の授封を主君に求めるべき)年期を懈怠するならば、主君はその者(に授封する義務)から解放されることになる(ledich si)<sup>1)・a)</sup> b)彼(=その子)がそれ(=年期の懈怠)を聖遺物にかけて(の宣誓をもって)釈明(し、自分を免責)するのでない限り。<sup>b)・2)</sup>

AV 1・77<sup>a)</sup> もし息たちのうち誰かが(主君に所領の授封を求めるべき)期限を懈怠するならば、それ以後主君はその者(に所領を授封する義務)から解放されたことになる(sit solutus)<sup>1)・a)・2)</sup>

- 1) この場合の ledich の語については、前出レーン法24・9(註・2の箇所)、および、レーン法7・8、註・4を参照。なお、このレーン法29・4に対応する AV 1・77によって、この用例の場合にも、「レーン法」の ledich の語が AV の solutus に対応していることが判る。
- 2) この条項まで読むと、前出 AV 1・76・b(前段)(=レーン法29・2)、註・5の箇所の「(主君が)望む者」の件を、「息たち以外の者」を含めて理解することは誤りである、ということがはっきりするであろう。確かに、息たちがすべてその年

期を懈怠すれば、所領は主君にとって *ledich* になり(=主君の手に戻り)、主君はそれを自分の家臣のうち誰にでも封与することができる。しかしこの条項によって、レーン法29・2からこの29・4までだけでなく、AV1・75(後段)からこの1・77までは、一貫して複数の息がある場合、主君がそのうち誰に授封すべきかという問題が扱われている、ということを確認することができるからである。なお、レーン法29・4、b-bの箇所は、(AVに対応箇所がなく)、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、この「補足」は、前出レーン法24・8と24・9の「補足」と関連して、それと同時に行われた可能性が大きく、(実質的には)「(年期を懈怠した)子が聖遺物にかけての宣誓をもって真にやむをえない事由を立証し、それによって所領を取得しうる場合」を念頭に置いたもの、と思われる。(なお、「真にやむをえない事由」については、前出レーン法24・7=AV1・55・b、註・10を参照)。

229

**29・5** <sup>a)</sup>(すでに)成熟(=満12歳)に達しているある家臣の息が(亡父の)所領(の授封)を彼の主君に希求し、そして彼(=息)がなお未成熟な(=満12歳未満の)(*binnen eren jaren*)兄弟(たち)をもっている場合、彼(=息)は彼の主君に、彼(=主君)が彼(=息)にそれ(=所領)を封与する前に、(次のことを)確約しなければならない、(すなわち)彼の兄弟(たち)はその所領(の受領)を断念し、また、彼等(=兄弟たち)が成熟に達する(ないし、達した)時、そのことについて主君を訴えることをしない旨を。<sup>a)・1)</sup> <sup>b)</sup>これを子たち(=彼の兄弟たち)が破り、そして彼等がレーン法廷で(*to lenrechte*)<sup>2)</sup>その所領(の授封)を主君に要求するならば、主君は〔彼等と〕彼等の請求(権)(*ansprake*)<sup>3)</sup>の放棄を確約したかの者を〔双方とも〕(レーン法廷に)召喚し、そして、かの者(=兄弟)たちがその請求(*ansprake*)<sup>3)</sup>を取り下げない場合には、彼(=兄弟たちの請求権の放棄を確約して所領を受領した息)から彼の所領を判決をもって剥奪す(*verdelen*)<sup>4)</sup>べきである。<sup>b)・4)</sup>

**AV1・78** <sup>a)</sup>彼の(成熟の)年齢(=満12歳)に達した息が、法(の定め)に従い(*secundum ius*)亡父のレーン(の授封)を請う場合、(その息が)幼少期内(*infra annos pueriles*)の兄弟(たち)をもつ時は、主君は、あらかじめ(次のこと、すなわち)、彼の兄弟たちは彼等の(成熟の)年齢(=満12歳)に達して

もレーン法廷において(*iure beneficii*)<sup>2)</sup> このレーン (の授封) を求めて彼 (= 主君) を訴えることはないということについて、保証人 (*fideiussor*) をもつ (ないし、立てさせる) ならば、彼 (= その息) 自身に (亡父のレーンを) 封与すべきである。<sup>a)・1)</sup>

- 1) これらの条項が、前出レーン法29・2と29・3 = AV 1・75 (後段) と 1・76を承けて、亡父の所領の授封を求める息に未成熟の兄弟がある場合について述べたものであることは改めて指摘するまでもあるまいが、レーン法29・5のうち AV 1・78に (直接) 対応しているのは、a-aの箇所だけであり、b-bの件は (基本的には) 「レーン法」で補足されたものである。ただし、a-aの件では、息は—— AV 1・78とは異なり、「保証人」を立てるには及ばず—— 自ら「確約」すれば授封できる、と「改訂」されている。この「改訂」がなぜ行われたかについては、b-bの件の「補足」に関連して後註・4で述べる。
- 2) この箇所の *to lenrechte* の語は (実質的には) AV の *iure beneficii* (それは「レーン法上の権利にもとづき」とも読める) に対応している、と考えられるので、「レーン法上」という意味になる可能性なしとしないであろう。しかし、前出レーン法21・1、註・6で述べたように、「レーン法」では *to lenrecht* の語が、圧倒的多数の場合、「レーン法廷において」の意味で用いられている、というだけでなく、このレーン法25・9では、すぐ次の文章の *jeneme vore degedingen* とのつながりもあること (つまり、「かの者 (に) あらかじめ裁判期日を定めその者) を (レーン法廷に) 召喚する」の一文) を考慮に入れ、さらに前出 AV 1・71・a (=レーン法26・5) における *iure beneficii* の語の用法をも参照して、やはり「レーン法廷において」と訳したものである。
- 3) (「請求 (権)」を意味する) *ansprake* の語は、ここでも —— (AV に対応条項のない) 前出レーン法14・4と同じく —— 「レーン法」で補足された箇所に姿を見せる (レーン法14・4、註・4で触れたレーン法59・2も、AV に対応条項のない条項である)。
- 4) *verdelen* の語については、前出レーン法8・1、註・1を参照。
- 5) 前註・1で述べたように、b-bの件は「レーン法」で補足された (と目される) ものであるが、それに関連して特に注意を要するのは、これも前註・1で述べたように、(AV に対応する) a-aの件においても、AV の「保証人」が削除され、「レーン法」では授封を求める (成熟に達した) 息本人の「確約」をもって足りる、と「改訂」されていることである。「保証人」の問題は、「ラント法」でかなり頻繁に論じられており (とりあえず、石川「裁判 (権)」、11頁および註・54、および、Text, S. 164, Glossar der Wortformen zu *borge* —— ただし、ラント法2・9・3は、「担保」と解すべきである、と思われる —— を参照)、それによれば、「保証人」の役割は、要するに、債務者本人に支払能力がない場合、債務者に代り債務を支払うことにある。

これは、「保証人」が犯罪で訴えられた者のために、あるいは、誰かを法廷に出頭させるために立てられた場合にも、基本的には変わらない(たとえば、ラント法3・9・1、2・10・2などを参照)。「レーン法」において「保証人」が姿を見せる前出レーン法9・1、および、52(=AV1・121)は、いずれも家臣が(gedingeやwardungeを授封されているだけで)主君から授封された所領を(まだ)現実占有・支配していないケースにかかわるので、基本的には同じことが言える。しかるに、この(レーン法29・5、a-aの件に対応する)AV1・78では、授封を求めた息本人はすでに成熟に達しており、主君から所領を授封されてそれを現実占有・支配しているのだから、その兄弟(たち)が成熟に達した時に授封を求めて主君を訴えても、主君は息本人から所領を没収すれば足りるのであって、「保証人」が本人に代って所領の代価ないし(主君に対する)罰金を支払う必要は生じない(後出レーン法52に「彼(=家臣)のゲヴェーレ(=所領ないしその占有)が彼の保証人であるべきである」とあるのを参照)。したがって、著者アイケは、おそらく「ドイツ語版・レーン法」の執筆の際にこのことに気づいて、レーン法29・5のように「改訂」した(ただし、前出レーン法26・5=AV1・71・aの場合は、授封された「子」本人も未成熟であり、「法定後見人」は「子」本人を含めたすべての(未成熟の)「兄弟たち」を後見する責任があるから、「法定後見人」が「保証人」になれば問題はない、と考えてAVにそのまま従った)もの、と推定される。そうだとすれば、この「改訂」についても、「保証人」の役割について「ラント法」で立ち入って考察したことが(少なくとも)一つの契機になっていることは、ほぼ間違いのないところであろう。

この「改訂」に関連して指摘しておかなければならないことがもう一つある。すなわち、兄が主君に授封を求めた時に未成熟であった弟(たち)が成熟に達した場合の弟(たち)の立場ないし権利についてである。AV1・78によれば、兄は、弟たちが成熟に達しても授封を求めて主君に訴えることはしない、という「保証人」を立てるのであるから、そうした「保証人」の存在自体、弟(たち)が成熟に達した時、主君に授封を求めて訴えを起こすことを抑制する方向に働く可能性が大きいであろう。しかし、これは、前出レーン法26・10、註・6でも触れた、子は成熟に達した時未成熟の間に(後見人とともに、あるいは、後見人を通して)行った法的行為を取り消すことができる、という原則に抵触する。これに対してレーン法29・5は、b-bの補足によって、成熟に達した弟(たち)が(兄の確約にもかかわらず)授封の請求を取り下げなければ、主君は兄から所領を判決をもって剥奪することを明記している。(なお、子は成熟に達した時未成熟の間になした法的行為を取り消しうる、という原則からすると、前記レーン法26・5=AV1・71・aの場合は、後に兄弟たちが授封を求めた時、主君から授封された子(自身)の責任をこうした形で問うことは難しく、その意味でも「保証人」は必要と考えられた可能性なしとしないであろう)。これを前出(レーン法26・10をも含めて)レーン法29・2からの叙述の流れの中に置いて考えると、この場合、主君はその所領を弟に(弟が複数の場合は、

そのうち彼等が望む者に) 授封することになる、と推定される。このように考えると、レーン法29・5が、このb-bの補足によって、対応するAV1・78よりもはるかに明確に、家臣権の保護を打ち出していることが判るであろう。

AV1・79<sup>1)</sup> 主君は、(男の)子が幼少期の間 (*infra puerilem aetatem*) (ないし、幼少期にある) 彼等 (=他の兄弟たち) をなおざりにし (てい) ない (ないし、彼等の意向を無視し (てい) ない) ということについて、保証人 (*fideiussor*) をもつ (ないし、立てさせる) に及ばず、また、主君は、(彼の)家臣であった (亡) 父のレーンに関して、一人に息に対するほか (その他の兄弟たちに対して) は (その授封を求める訴えに) 応訴することはない (ないし、応訴することを要しない) (*responderet*)。<sup>2)</sup>

- 1) このAV1・79は、AVに見られる条項が「レーン法」で(そっくり)削除されている、きわめて少数の例外の一つである。「削除」の理由については、ひきつづき次註・2を参照されたい。
- 2) この条項はなぜ「レーン法」で削除されたのであろうか。前段の「子が幼少期の間 (ないし、幼少期にある) 彼等をなおざりにし (てい) ない (ないし、彼等の意向を無視し (てい) ない)」ということについての「保証人」は、この条項ではもともと「主君はもつに及ばない」とされていたものであり、それを削除しても論旨には影響しない、というだけでなく、前出レーン法29・5=AV1・78、註・4で述べたように、AV1・78に姿を見せた「保証人」が意識的・自覚的に「削除」されたのだとすれば、このAV1・79の前段はむしろ当然「削除」しなければならないものであつたらう。また、後段の「主君は、父のレーンに関して一人の息に対するほかは、応訴することはない」ということは、すでに前出レーン法29・2=AV1・75 (後段)、1・76・a (前段) で、ある家臣が複数の息を遺して死亡した場合・一般について述べられていることなので、前段を「削除」した以上、わざわざ繰り返すに及ばないと考えられて、「削除」されたものであろう (この点についても、前出レーン法29・5=AV1・78、註・4を参照)。

30・1<sup>1)</sup> a) いずれかの者 (=家臣) が彼の主君からまたは彼の子からまたはく法 (の定め) によって (van rechte) それ (=その所領) を待っている (=その所領についてゲディングまたは待機権をもっていて、その家臣の死後その所領を占有・

支配すべき者<sup>2)</sup> から彼の（＝自分が主君から授封されて現に占有・支配している）レーンを遠ざけ（*vernen*）（＝それらの者が自分の死後自分のレーンを占有・支配するのを妨げ）<sup>3)</sup> ようとして、彼がそれ（＝自分のレーン）を（自分の家臣に）封与（＝又授封）し<sup>4)</sup> あるいは（誰かに）譲って（*let*）<sup>5)</sup> も、そのことが（ないし、そのことによって）かの（ほんらい彼の死後彼の所領を占有・支配すべき者（の権利）を損なうことはできない、<sup>6)</sup> 彼（＝その家臣）がそれ（＝彼の所領）を〔取り戻し、そしてそれを〕<sup>7)</sup> 彼がその中で死亡する病床の中までゲヴェーレの中に保持する（*in weren behalt*）<sup>8)</sup> 場合は。<sup>a)</sup>

AV 1・80<sup>1)</sup> a) もし誰か（＝ある家臣）が所領を彼の主君から、または彼の息から、または法（の定め）によって（*de iure*）（彼の）死後それ（＝所領）をもつ（＝占有・支配すべき者<sup>2)</sup> から遠ざけ（*alienare*）<sup>3)</sup> ようと望み、たとえそれ（＝所領）を（自分の家臣に）封与（＝又授封）しあるいは（誰かに）譲って（*resignat*）<sup>5)</sup> も、（そのことは）この者（＝その家臣）にいかなる利益をももたらさない、<sup>6)</sup> （彼が）それ（＝所領）を、そこから逃れることのない病氣（の床）の中までゲヴェーレの中に保持する（*in warandia obtinere*）<sup>8)</sup> 場合は。<sup>a)</sup>

- 1) あらかじめ一言しておく、これら）の条項は、特に文末近くに見られる「彼がその中で死亡する病床の中まで」あるいは「そこから逃れることのない病氣の中まで」という表現に明らかのように、前出レーン法7・1で言及された *vluchtsale*＝「脱法的（ないし、欺瞞的）譲与」に関する条項である（同条への註・6を参照）。しかし、レーン法30・1については、「ドイツ語第2版」で（註・7の箇所に）誤った補足が加えられたこともあって、従来（そこに見られる）*were*（＝ゲヴェーレ）の語が誤って理解され、そのため全体の論旨も正しく把握されることがなかった。以下に掲げる邦訳は、その点を考えて、できるだけ読者に予断を与えないように配慮し、問題点およびそれについての私見は註の中で詳しく述べることにした。
- 2) ここでは、「レーン法」の *de is wardende is* の文が、AV の *qui de iure post mortem ea debet habere* に対応している。そのことから判るように、この（現在進行形の）*wardende* の語は、（テクニカルタームとしての）*wardunge*（＝所領を特定せずに、最初に主君にとって *ledich* になる（＝主君の手に戻る）ものを占有・支配させる、という条件で封与される「待機権」——前出レーン法7・1、註・2を参照）ではなく、（ある家臣が現に占有・支配している所領を、その家臣が封相続人なしに死亡した場合に占有・支配させる、という条件で封与される）*gedinge*（前出レーン法5・1＝AV 1・19を参照）をも含むものと解される。

- 3) *vernen* (=alienare) の語については、前出レーン法 7・3 (=AV 1・26)、註・2、20・1 (=AV 1・44)、25・5、註・8、27・1 (=AV 1・72・b) を参照。(なお、ひきつづき後註・4と5をも参照されたい)。
- 4) 一般に、ある家臣が死亡した場合、彼が主君から受領し占有・支配していた所領は、彼に息=封相続人があれば息に「相続」され、彼に息=封相続人がなくその所領について *gedinge* (の権利) が封与されていれば、*gedinge* 権者がそれを占有・支配することになる。家臣に息がなく *gedinge* も封与されていなければ、所領は主君にとって *ledich* になる (=主君の手に戻る) が、*wardunge* の権利を封与されている家臣があれば、彼がそれを受領して占有・支配することもある。しかし、注意しなければならないのは、死亡した家臣が主君から受領した所領を自分の家臣に(又)授封していないようといまいと、上述したことには変りがない、ということである(この点については、特に前出レーン法 7・5 を参照されたい)。したがって、ある家臣が自分の死後自分の所領を占有・支配すべき者の権利の実現を妨げようとしてそれを自分の家臣に(又)授封しても、彼がそれによってなशうるのは、自分の所領が正当な権利者の手に移らないようにすることではなく、(たかだか)正当な権利者がそれを *ledich* な(つまり、誰にでも自分が望む者=家臣に授封しうる)状態では占有・支配できないようにすることだけである。ひきつづき次註・5を参照されたい。
- 5) *laten* および *resignare* の語は、前出レーン法 16=AV 1・42、註・3 で述べたように、レーン法に関しては(むしろ)「所領を主君に返還する」という意味で用いられる(ことが多い)。そこで、一般に、家臣が所領を主君に返還した場合、所領はどうなるかを考えてみると――。

この場合、所領はもちろん主君にとって *ledich* になる (=主君の手に戻る)。ただし、*wardunge* の権利を封与されている者があればその者が所領を占有・支配することになるが(前註・3を参照)、家臣に息=封相続人があっても、息は「相続」権にもとづいて主君にその授封を求めることができなくなるし、また誰かがその所領について *gedinge* の権利を封与されていても、その権利は消滅してしまう(前出レーン法 5・1=AV 1・19、1・20を参照されたい)。したがって、家臣はその所領を主君に「返還」することによって、自分の死後所領が息ないし *gedinge* 権者の手に帰するのを妨げることはできないわけではない。しかし、主君に所領を返還することは、*vluchtsale* (=脱法的ないし偽贖的譲与) を実現する手段としては、致命的な欠陥をもっている。すなわち、主君があらかじめ事情を諒解して協力してくれない(もっと言えば、「共犯」関係にない)限り、家臣が一旦主君に所領を返還してしまうと、家臣の病が癒えた時、再び所領を取り戻せるという保障がないのである。

ここで、もう一度、(前出レーン法 7・1、註・6でも引用しておいた)後出レーン法 58・2における *vluchtsale* の「定義」を想起しよう。曰く、「*vluchtsale* とは、家

臣が病氣中に彼(=自分)の生命に対する懷疑から、あるいは、彼が<sup>ラント</sup>国を離れようとする時、何かを(他の者に)封与し、彼(の病氣)が癒え、あるいは、(國に)戻ってくる(ないし、きた)場合、彼(=家臣)がその所領を再びもと(あるいは、取り戻そう)とすることを言う」と。この条項はひきつづき次のような激しい非難を浴びせる。「誰であれ所領をこのように封与する者があれば、彼(=その者)はそれ(=所領)を神(の意)に反し、また法に反し、また——彼は彼の主君に対して忠誠であり好意的(あるいは、友好的)である義務を負っているのだから(前出レーン法3=AV1・8を参照)——彼の忠誠義務に反して封与したことになる」と。これによると、こうした授封が vluchtsale として非難されるゆえんは、むしろ、ほんらい(又)家臣に終身与えなければならない所領を、自分の病が癒えた時には取り戻すという条件を付して与え、「授封」の形を装って不当に自分の利益をはかろうとする点にある、と考へなくてはならない。

さらに、このレーン法58・2の直後につづくレーン法59・1、(いわゆる)「見せかけの授封」を扱っている。すなわち、「ある家臣が彼の(主君から受領した)所領をもう一人の者(=第三者)に譲る(laten)(ないし、引き渡す)ことを約定する(ないし、したにもかかわらず)、その者がそれを彼から(レーンとして)受領することを望まず、また彼の主君もそれをその(もう一人の)者に封与しようと望まない場合、彼がその後それ(=所領)をその者のゲヴェーレの中に引き渡し(let)(=その者に占有・支配させ)、しかも彼がそれ(=所領)を自分の家臣たちに——彼等がそれを授封(=レーン関係)の中に保持する(形をとる)ことで彼(=もう一人の者)の不法なゲヴェーレ(=占有・支配)を補強する(ないし、取り繕う)一助にするという意図をもって——封与する」ケースがそれである(石川「ゲヴェーレ」、148~150頁を参照)。このように、(ほんらいならば、家臣が所領を一旦主君に返還し、主君から「もう一人の者」に授封してもらわなければならないのに——前出レーン法26・10、および、後出レーン法36を参照)、それ(ないし、その占有・支配)を「不法に」第三者に「譲る」ないし「引き渡す」ことを——たとえ自分の家臣たちに対する「見せかけの授封」までは敢えてしなくても——このレーン法30・1の vluchtsale の手段として用いることは十分に可能なはずである。

私は、以上二つの条項を手がかりにして、この条項(前註・4の箇所)の lien および(本註・5の箇所の) laten の語を、重病の家臣が(もはや主君に対する勤務に従事できないのだから、ほんらいならば所領を主君に返還し、あるいは、息に「譲る」=主君から息に授封してもらわなければならないのに——後出レーン法36、27・1を参照)、自分の病が癒えた時のことを考えて、その時には所領を返してもらおうという(違法な)条件を付して(ないし、「密約」の下に)、(主君から受領した)所領を自分の家臣に「封与」(=又授封)したり、あるいは、第三者に「引き渡す」(ないし、「譲る」)ことを言う、と理解する。この点については、さらに後註・8を参照されたい。

6) この箇所、「レーン法」と AV では表現が異なっているが、その点についても後註

・ 8を参照されたい。

- 7) この箇所の補足は「ドイツ語第2版」に属しているが、すぐ後の(「ドイツ語第1版」の)テキストに出てくる were の語が「占有」を意味すると理解した上で補足されたものである。しかし、すでに前註・1でも述べておいたように、この補足は「ドイツ語第1版」のテキスト、特に were の語の誤読にもとづくものである。しかし、この点についても次註・8で述べることにする。
- 8) 「レーン法」のこの箇所を(前註・7の「ドイツ語第2版」における補足も含めて)、シヨットは es (=das Lehen) wieder nimmt oder in Besitz behält と訳し (Sch., S. 280)、またヒルシュは es (=sein lehn) wieder nimmt und es in seiner gewere behält と訳しており (Hi., S. 135)、いずれもこの家臣が問題の所領を取り戻して最期まで保持する(あるいは——シヨットの場合——これに、それを一旦誰かに封与したり引き渡すことさえなく、一貫して保持しつづけるケースさえ含まれる)、と解している。こうした理解は、その直前に(一般には、アイケ自身の手になる)とされる)「ドイツ語第2版」において weder nimt unde it の語が補足されているので、それに引かれたものであり、無理からぬ点もないわけではないが、そもそも「ドイツ語第2版」における補足は「ドイツ語第1版」の論旨を誤解した上で行われたのである。そう考える(ないし、考えざるをえない)理由は簡単である。この条項の(重病の)家臣が(主君から受領した)所領を、「脱法的(ないし、偽贖的)譲与」の目的で(つまり、前註・5で述べたように、自分の病が癒えた時にはそれを再び自分が占有・支配するという条件を付して)自分の家臣に「封与」(＝又授封)し、あるいは、誰かに「引き渡し」たとしても、もし彼が生前にそれを取り戻し自分で占有・支配していれば(まして、「封与」や「引き渡し」をまだ行わなかった場合には)、問題の所領は「脱法的譲与」を行う前の原状に戻り(あるいは、原状のままであり)、それによって家臣が自分の死後正当な権利者の権利を損ねたり、あるいは、彼から「違法な」譲与を受けた者が利益を得たりすることはおよそありえないからである。

それならば、本註・8の箇所の原文：in weren behalt は何を意味するのであろうか。結論から先に述べると、この場合の were の語は、「占有」(＝現に所領を占有・支配しているという事実)ではなく、lenes gewere (＝主君との関係において、所領をレーンとして占有・支配する権利)を指す、ということである。そうした理解のヒントを与えてくれるのは、AV 1・80がそれに対応する箇所でも——もともと「保障」(Garantie)を意味する——warandia の語を行中で——つまり、韻を履むために possessio の語を避ける必要がないのに——用いている、という事実である。そこで、AV において warandia の語が——ほんらいの「保障」の意味で用いられている(後出 AV 1・87＝レーン法33・2)のではなく——possessio と互換的に「占有」・「占有権」の意味で用いられていると解される箇所 (AV 1・20、1・26、1・30、1・42、1・93、1・103、1・121、1・122、1・127、3・4)を当たってみると、まずこの語が、すべて主君との関係において家臣のもつ「占有」ないし「占

有権」の意味で用いられていることが判る。しかも、そのうち1・26(=レーン法7・3)では、家臣が主君から封与された所領を自分の家臣に又授封した場合(したがって、それを直接には占有・支配していない場合)についても、(たまたま warandia の語は行末に出てくるが)、「この者(=家臣)から彼の主君に対してこの所領についての warandia が失われたことにはならない」、と明記されている。したがって、AV の in warandia obtinerit に対応するレーン法30・1の in weren behalt も、「(家臣が所領を自分の家臣に又授封したり、第三者に引き渡したりしたにもかかわらず、主君との関係においては、それを彼が死亡するまで)レーンとして保持していた(ないし、しつづけた)」、という意味に解さなくてはならないのである。

なお、以上の行論によって、この条項の laten の語は——前註・5で述べたような——「(所領を主君に)返還する」という意味でないことが改めて確認されるだけでなく、(前註・7の箇所は、家臣の死後にかかわる文であるから)、AV の「この者(=この家臣)にいかなる利益をももたらさない」という表現よりも、「レーン法」の「かの(ほんらいその所領を占有・支配すべき)者(の権利)を損なうことをえない」という文の方がより適切である、ということも判るはずである。(前註・4で触れた後出レーン法58・2、および、59・1以下の諸条項からは、レーン法30・1の家臣から「違法に」所領の「封与」ないし「引き渡し」を受けた者は、当然、その所領を主君のレーン法廷(あるいは、時にラント法廷)の判決をもって取り上げられた、と推定される)。また、上述のことから、——前出「凡例」、3、ii)で、「ドイツ語第2版」もアイケ自身の手になる通説に対して「疑問なしとしない」と述べた理由の一端も御理解いただけるであろう。もしアイケ自身がそれを書いたのであれば、上述したような誤読はまず起こりえない、と考えられるからである。

**30・2** <sup>a)</sup>人(=主君ないしレーン法廷)はなんびと(=いかなる家臣)からも、その(=次の)ことのゆえをもって彼の(主君から受領している)レーンを取り上げる(nemen)ことをえない、彼が盲目である場合、または、彼がいずれかの四肢を欠く場合、またいかなる病気のゆえをもってしても(そうすることをえない)。<sup>a)</sup>

**AV 1・81** <sup>a)</sup>なんびともその(=次の)ことのゆえに(判決をもって)レーンを剥奪されてはならない(abiudicetur)、<sup>1)</sup>(彼が)盲目である場合、または、いずれかの四肢を欠く場合、またなんらかの病気のゆえをもってしても(そうされてはならない)、<sup>a)</sup> <sup>b)</sup>ただし癩病(の場合)は除く。というのは、癩者は、癩病が彼に(人目にわかるように)現れて以後はレーンを受領すること

ができず、(それを)封与することもできないからである。<sup>b)·2)</sup> AV 1・82<sup>3)</sup>

<sup>b)</sup>しかしながら、その(癩)者の主君が、彼(=癩者)の存命中に、彼の授封された家臣(=封臣)たちの前で(=彼のレーン法廷で)彼からレーン法(上の能力)(beneficiale ius)を取り上げる(privet)のでなければ、レーン法(上の能力)は彼から失われない。<sup>b)·2)·3)</sup>

- 1) この箇所、AV では *abiudicetur* (=判決をもって剥奪される) という法廷における手続と関連する語が用いられているのに対して、「レーン法」では(めずらしく)必ずしもそれとの関連をもたない *nemen* (=取り上げる、奪う) という語が用いられている。しかし、この条項の論旨は *abiudicare* ないし *nemen* の禁止にあるのだから、ある意味では(つまり、法廷における手続を経ないで所領を取り上げることの禁止も含みうる、という点では)、「レーン法」の記述の方がきびしい面をもちうることに注意されたい。この点については、ひきつづき次註・2を参照されたい。
- 2) b-b の件は(後続の AV 1・82を含めて)癩病を例外とするものであるが、「レーン法」ではそれがすべて「削除」されており、「レーン法」だけを読むと、当然、人(=主君ないしレーン法廷)は癩病を理由にして家臣の所領を取り上げることも許されない、ということになる。この削除はなぜ行われ、何を意味するのであろうか。ザクセンシュビーゲルの著者・アイケが癩病に無関心であったわけではなく、また、それを忌むべきものと考えていたことは、(一般に、彼自身の手に成るとされる)「序詩——対韻句形の——」中の「(それ(=本書)に虚偽を書き加えるような すべての人びとに わたしはつぎの呪いを送りたい) 癩病がきつとかれらにとりつくように」(224行)の一句から明らかであろう。しかし、このレーン法30・2で、癩病に関する(AV 1・82をも含めると)かなりの分量の記述がすべて削除されていることは、おそらく単なる偶然ではありえず、さらに前註・1に述べたことをも併せて考えると、「レーン法」で著者アイケは、(少なくともひとたびレーンを封与された場合の)家臣の(レーンについての)権利を可能な限り保護しようとする志向を(いちだんと)強めた、という可能性を念頭に置く必要があるのではないか。(なお、第4次テキスト = *Ordnung II a* に属するラント法1・4には、癩者のレーン能力について、基本的には AV 1・81、1・82と同旨の規定が見られるが、そこでは、レーン法上の能力(直接には、相続権)を欠く傷害者の範囲が(AV 1・81、1・82よりも)拡大されて「白痴や侏儒」・「生まれつきの唾」にまで及んでおり、とうていそれを(「レーン法」における)アイケ自身の見解と等置するわけにはいかない)。
- 3) この AV 1・82は、形式上は前掲・AV 1・79と同じく、「レーン法」ではそっくり「削除」されている。しかし、AV 1・82の場合は、前註・2で述べたことから明らかなように、実質的には、レーン法30・2における AV 1・81の(一部)「改訂」に伴うもの、と考えるべきであろう。(なお、エックハルトも、「レーン法」の

Text, S. 54, Anm. 95で、レーン法30・2の対応条項として、AV1・81だけでなく、1・82をも挙げている)。なお、この削除に伴い、「レーン法」には、(ある)主君のレーン法廷がその判決をもって(ある)家臣の「レーン能力」を剥奪することができるという趣旨の規定がなくなり、そうした趣旨の記述は「ラント法」にだけ見られたことになる、ということに注意しておきたい。

231

31・1<sup>1)</sup> ある家臣が彼の妻のために、成熟(=満12歳)に達した息たちの承諾を得て、所領を一期分として約定(ないし、設定)する(dinget)(あるいは、した)<sup>2)</sup>ならば、主君もまた子(=息)たちもそれ(=一期分)を破る(=家臣の妻から取り上げる)ことをえない、<sup>3)</sup>彼女がそれについて証人を有する場合には、子(=息)たちが未成熟(=満12歳未満)の間にそれを承諾する(ないし、した)のであれば、彼等は(成熟に達した時)それを破る(=承諾を撤回して所領を相続)することができるが、<sup>4)</sup>主君は(未成熟の間に一期分の設定を認めた場合、成熟に達した時にもそれを撤回して一期分を破ることができ)ない。<sup>5)</sup>

- 1) この条項については、石川「ヘールシルト制」(2)、第3章・A(特に59頁以下)において論じておいた。この条項は、「レーンについて設定される一期分」にかかわるが、AVに対応条項がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであり、前掲・拙稿でも述べておいたように、「レーン法」の「一期分」にかかわる条項は、前出レーン法2・3をも含めて、すべて「ドイツ語第1版」以降における補足である。したがって、「レーン法」における「一期分」に関する記述は、「ラント法」における「一期分」の省察に触発された可能性が大きい、と考えられる(この点については、次註・2以下の後註を参照されたい)。なお、「レーン法」でこの位置に(gedingeの形で行れる)一期分のことを扱う条項が「補足」されたのは、前出レーン法30・1(=AV1・80)で「それ(=レーンが自分に帰属するの)を待っている」ゲディング権者や待機権者のことが扱われており、さらに、直前のレーン法30・2に対応するAV1・83では、(癩者について)「彼の存命中」のことが問題になっていたからである、と考えられる。
- 2) dingен(動詞)はgedingeのもとになった語である。ラント法3・75・2では、(直前の3・75・1を承けて、「アイゲンについての一期分」との対比において)、「(一期分の設定された)レーンは、彼女の夫の存命中、彼女(=妻)のgedingeである。それは、彼女の夫の死後、recht len(=正規のレーン)である(あるいは、になる)」、と言われている。したがって、このレーン法31・1のdingenの語によって、レーンにつ

いての一期分の設定が *gedinge* の形で(あるいは、その形を借りて)行われたこと、また、妻が一期分を設定された所領を現実<sup>レ</sup>に占有・支配するのは夫の死後であることが示唆されている。(この点については、次のレーン法31・2、註・2の箇所をも参照)。ただし、このレーンについての一期分の設定は、—— おそらくアイゲンについての一期分の設定が「相続人の承諾を得て」行われる(レント法1・21・1)の準じて——「成熟に達した息たちの承諾を得て」行われることが明記されているから、「ある所領をゲヴェーレの中にもっている者が封相続人なしに死亡した場合には(それを占有・支配させる)」という条件で封与される(一般の)ゲディング(前出レーン法5・1=AV1・19を参照)と異なることは明らかであろう。なお、ゲディングが「女性」にも封与されうることは、後出レーン法57・1(=AV1・21)のAVには対応条項のない——つまり、「レーン法・ドイツ語第1版」で「改訂」された(と目される)——箇所<sup>レ</sup>で、はじめて明示的に述べられている。また、レーンに関する一期分の設定が「ゲディングの形で行われる」ことは、このレーン法31・1の冒頭の件を——その言い回し(=「ある家臣が妻のために所領を *dingen* する」)に引かれて——夫の意向だけで妻のために一期分を設定することができる、と速断してはならない、ということをも意味する。「ゲディング」は主君による授封の一種であるから(前出レーン法5・1=AV1・19を参照)、レーンについての一期分も、家臣である夫が主君に請い、主君から妻に「ゲディング」を封与してもらうのである。(この点をはっきりさせておかないと、後続の箇所<sup>レ</sup>でなぜ「主君が一期分を破る」ことが問題にな(りう)るのか、よく理解できないであろう、と危惧されるので、念のために言及しておいた)。

- 3) 「主君もそれを破ることをえない」、ということについては、前註・2、および、次のレーン法31・2、註・8をも参照されたい。
- 4) これは、——前出レーン法26・10、註・6、および、29・5(=AV1・78)、註・4で述べたような——子は未成熟の間に行った法的行為(特に、契約)を成熟に達した時に撤回(ないし、是正)することができる、という原則にもとづくものと解されるが、この点については、ひきつづき次註・5を参照されたい。
- 5) この最後の一文では、まず、(前註・3の箇所<sup>レ</sup>で述べられていた)「主君もまた子たちもそれ(=ゲディングの形で設定された一期分)を破ることをえない」という命題について、(前註・4の箇所<sup>レ</sup>で)「子たちが未成熟の間にそれを承諾する(ないし、した)のであれば、彼等はそれを破ることができる」という「例外」を述べて上で、「主君は(そうすることができ)ない」と言っているのだから、(前註・3の箇所<sup>レ</sup>を単に繰り返したのではなく)、「主君が未成熟の間に一期分を設定(=ゲディングの形で封与)した場合、主君は成熟に達してもそれを撤回して一期分を破る(=取り上げる)ことをえない」という意味になる、と解さなくてはならない。それによって、妻のために設定された一期分の権利がより良く保護されることは指摘するまでもないが、同時に、(前註・4で述べた)「子は未成熟の間に行った法的行為を成熟に達

した時撤回(ないし、是正)できる」という「原則」が必ずしも常に(機械的に)適用されたのではない、ということに注意する必要がある。(この点については、次のレーン法31・2、註・8を参照されたい)。

31・2<sup>1)</sup> くしかしながら、ある主君がある(家臣の)妻に、(通常の)ゲディングの法によって(na gedinges recht)<sup>2)</sup>ではなく、彼女の存命中という明示された言葉と用いて(mit den benumeden worden)<sup>3)</sup>所領を封与する(ないし、した)場合は、このレーン(の授封)を彼(=主君)は、彼女の存命中、彼女のために固く守ら(stede halsen)<sup>4)</sup>なければならない、>

くたとえ彼女がその後息を儲けることがあっても、彼女の夫がその所領を適法なゲヴェーレの中にもって(mit deme gude in rechten geweren)<sup>5)</sup>死亡する(ないし、した)のであれば。><sup>8)</sup>

くまた、彼(=主君)は彼女に対し(その一期分を)破ることをえない、(たとえ)彼女の夫が息たちをもち、あるいは、その後彼等(=息たち)を儲ける(ないし、儲けた)としても、彼女の夫が彼の死にいたるまでその所領を彼のゲヴェーレの中に保持する(in sinen weren behalde)(=占有しつづける)<sup>6)</sup>限り。彼女は、しかし、彼女の夫の死後法定の年期限内に、彼女の主君に対して、ゲディングの法に従い(na gedinges rechte)<sup>7)</sup>この(明示された言葉を用いて行われた一期分の)授封を証人により立証しなければならない、主君がそれ(=一期分の授封)を承認しない(=否認する)場合には。><sup>8)</sup>

- 1) この条項は、Ordnung Ic(=「第3次テキスト」)に属するものであって、アイケ以後(おそらく1270年以前に)補足されたものであるが(前出「凡例」、3、iii)を参照)、これについても、石川「ヘールシルト制」(2)、第3章、A(特に、59頁以下)を参照されたい。
- 2) ここで、「ゲディングの法に従ってではなく」と言われていることから、前出レーン法31・1のケースが、(通常の)「ゲディングの法に従って」行われる一期分の設定であることが裏づけられるであろう。同条への註・2、および、後註・7と

8を参照されたい。

- 3) *benumen* の語については、(AV 1・28の *designare* に対応する) 前出レーン法10・2の用例(前出レーン法10・5=AV 1・32、註・3を参照)を参照されたい。
- 4) 石川・前掲論文(前註・1)、註・105でも指摘しておいたように、この *stede halden* の語を、ヒルシュは (so muß er ihr das lehn auf ihre lebenszeit) *treu belassen* (= そのままたせておく) (Hil., S. 135) と、またショットは (so muß er ihr das Lehen auf Lebenszeit) *gewährleisten* (= 保障する) (Sch., S.281) と訳し、いずれも(夫の死後)妻のもつ一期分の権利が実現し、妻が所領を占有・支配した後のことと解している。しかし *halden* の語には、「もたせる」ないし「もたせておく」、まして、「保障する」という意味する用例がほかにはない (Text, S. 229を参照) —— その意味のことを言うのに、後出レーン法55・6では、(dat he (=de herre) it deme manne) *stede late* と言っている —— し、また、このレーン法31・2でこの後につづく条件文からしても、(一期分権者である妻が死亡しない限り)、夫がその所領を最期まで占有・支配していれば、主君は、たとえば彼女にその後息が生まれたなどを理由に、この一期分の授封 (= 予約) を撤回ないし破棄してはならない、という趣旨であって、(少なくとも主に) 夫の死亡時における一期分の実現 (の保障) にかかわる、と解すべきであろう。(なお、後註・8を参照されたい)。
- 5) ここでは、*rechte gewere* の語が用いられているが、(この条項は前註・1で述べたようにアイケ以後補足されたものであり、しかも) 異本(後註・6の箇所)では単に *sine were* と言われている。したがって、この場合、*rechte gewere* の語は —— たとえば前出13・1 (=AV 1・103) におけるような —— 「適法な(ないし、法定の)ゲヴェーレ」というテクニカルな意味をもっておらず、「所領を(最期まで手放すことなく)きちんと占有・支配している」というほどの意味である、と解すべきであろう。(なお、ひきつづき次註・6を参照されたい)。
- 6) この異本では、(左欄の)「夫がその所領を *rechte gewere* の中にもって死亡する」のと同じことが、「彼女の夫が彼の死にいたるまでその所領を彼の *were* の中に保持する (=もちつづける)」と言われている(前註・6を参照)。
- 7) ここでは、このレーン法31・2で扱われているケースについて、「ゲディングの法に従い」と言われているから、この「彼女の存命中という明示された言葉を用いて」行われる一期分の設定もゲディングの一種と考えられていた、と解するのが妥当であろう。なお、この場合の「法定年期」は「6週と一年」である。この点については、前出 AV 1・21 (=レーン法5・2) を、また、ひきつづき次註・8を参照されたい。
- 8) この条項の後段、左右に分かれている部分では、二つの写本のテキストが掲げられているが、そのいずれにおいても、主君は(一期分権者である)妻に対して「その後息(たち)を儲けた」ことを理由に一期分を破ってはならない、ということが明記されている。それに対して、この条項には、すぐ前のレーン法31・1の後段

で扱われていた「未成熟の間に一期分を承諾した子(たち)」は姿を見せない。そこで次のような疑問が生じる。この「彼女の存命中という明示された言葉を用いて」設定される一期分についても、未成熟の間に承諾した子(たち)は成熟に達した時(その承諾を撤回して)一期分を破りうるのか、もしそうだとすれば、「彼女の存命中という明示の言葉を用いて」設定される一期分は、ゲディングゲの形で設定される(前出レーン法31・1の)一期分とどこがどう違うのか、という疑問がそれである。

この疑問についてまず参照しなければならないのは、「ラント法」における一期分の設定であろう。そこでは(あるいは、そこでも)、一期分の設定は「相続人たちの承諾を得て」行われることが明記されており(ラント法1・21・1)、また、「なんびとも(一期分権者である)女性に対し一期分を破ることをえない」として、真先に「後から生まれた相続人たちが」例示されているだけでなく(ラント法1・21・2)、そこでは(あるいは、そこでも)「未成熟の間に承諾した相続人たちは姿を見せないからである。(このことは、「レーン法」では——未成熟の子でもレーンを受領でき、また、主君としてそれを自分の家臣に(又)授封できるから(前出レーン法26・5、26・6、26・10などを参照)——子が未成熟の間に行った法的行為の行方についての関心が必然的に高くなる、ということを念頭に置くと、あるいは次のように解したくなるかも知れない。すなわち、アイゲンについて設定される一期分についても、前出レーン法31・1と同じく、未成熟の間に承諾した相続人(たち)は成熟に達した時それを撤回し一期分を破ることができたが、「ラント法」ではそのことをわざわざ書かなかっただけのことである、と。私自身も、前掲論文(前註・1)、註・103では、(やや)そうした解釈に傾いていた。しかし、この度の邦訳に当たり再考した結果、こうした推定は正しいとは言えず、以下に述べるように解さなくてはならない、と考えるにいたった)。しかし、アイゲンについては、「人(=その持主、多くの場合、夫または父)は、相続人(多くの場合、息または兄弟)たちの承諾を得て、女性(多くの場合、妻または未婚の娘)に彼女の存命中アイゲンを譲渡(geben)することができる」とされており(ラント法1・21・1)、アイゲンは一期分設定の時点で確定的に(一期分権者である)女性のものになっており、未成熟の間に承諾した相続人(多くの場合、息)たちがそれを撤回する余地はないであろうし、だからこそそれは、「彼女の存命中」、一期分としての機能を果たしうるのである。そうだとすれば、それと同じ文言を用いて設定されるレーンについての一期分も、(たとえそれが、前註・4で述べたように、「ゲディングゲの一種」という面を残しているにせよ、ラント法上の「一期分」と同じく)可能な限り「彼女の存命中」という文言に忠実に扱われた可能性が大きく、具体的には、それに承諾を与えた息は(たとえ未成熟であっても)、単なる「ゲディングゲ」の設定ではなく、「彼女(=母)の存命中」にわたる「一期分」の設定を承諾したのだから、(成熟に達しても)もはやそれを撤回することはできない、とされた可能性が大きいと考えられる。

さらに、前出レーン法2・3、右欄に掲げたアイケ以後に補足された(Ordnung IVcに属する)テキストも、こうした私見を支持する方向に働くであろう。すなわち、そこでは、妻が夫の死後(一期分の設定された)所領を占有・支配した後のことについてではあるが、その「占有」(・支配)が「彼女の存命中」保障されているだけでなく、さらに具体的に、その所領が(主君から上級主君に)「返還」(されること)によっても、また「主君の死亡」によっても破られないとして、妻に(上級主君をも含めた新しい主君に対する)所領の「授封更新請求権」まで認められている。一般に、(ヘルシルト=レーン能力を欠く)「女性」が所領を授封される場合、彼女は所領を(レーンとして)占有・支配することはできるが、「授封更新請求権」はなく、主君が「死亡」した場合に新しい主君(=主君の息、それがいない場合は上級主君に)所領の授封更新を求めたり、主君が所領を(上級主君に)「返還」した場合に上級主君にその授封更新を求めることはできない(前出レーン法2・2=AV1・5を参照。なお、この機会に、レーン法2・2の2行目と3行目のはじめを、「をもつ(あるいは、受領する)が、それ(=その所領)を彼等の子(たち)に相続させることはなく、また(彼等)自身は」と訂正しておきたい)。したがって、レーン法2・3で述べられていることが「彼女の存命中」と明言されて設定された一期分を可能な限りその文言に忠実に扱おうとして場合の帰結を示していることは明らかであろう。

なお、以上のように考えると、前註・4で述べた *stede halden* (=固く守る)の語は、(そこでも述べたように)夫の死亡時における一期分の実現の保障にかかわっているが、「彼女の存命中」という文言に忠実であろうとする限り、主君がそれ(=夫の死亡)までの間でも(一期分が予約されている)所領を(上級主君に)「返還」してはならない、ということはもちろん、主君が「死亡」した場合にも、新しい主君(特に、主君の息)は——夫の求めがあれば——妻のために改めて一期分の設定を更新しなければならない、という含意さえもちうることを付言しておきたい。

## 232

32・1<sup>a)</sup>人(=主君)は多数(ないし、複数)の兄弟たちに、(同じ)一つの所領を封与することができる、彼等がそれ(=所領)を総手的に(*mit gesamer hant*) (=彼等がその手を組み合わせ同時に主君の開かれた手の中に置いて)<sup>1)</sup> 受領して、それ(=所領)について同じゲヴェーレ(*gelijke were*) (均等な権利=レーンとして占有する権利)<sup>2)</sup> をもつ場合には。<sup>3)</sup> しかし、彼等がその所領について互いに別れることを望むならば、<sup>4)</sup> 彼等はそれ(=所領)を彼等の間で、主君の許可なしに、彼等の望むように分割する(ことができる)。<sup>5)</sup> しかし、彼等が(それを)互いに分割する(分割)した場合は、彼等のうちなんびとも、他の者

が死亡する(ないし、した)場合、他の者の所領についての権利(=請求権(recht)<sup>6)</sup>をもたない、その者にもう一度(=重ねて)それ(=所領)についてゲディング<sup>7)</sup>が封与されている(ないし、いた)のでない限り。<sup>a)</sup>

AV 1・83 <sup>a)</sup>複数の者は(同じ)一つのレーンを授封されることのできる、(彼等が)それ(=レーン)を同時に(simul)<sup>1)</sup>受領して、これ(=このレーン)について同じ(=均等の)権利(aequale ius)<sup>2)</sup>をもつようにするのであれば、<sup>a)</sup>  
<sup>b)</sup>(ただし、彼等が)一緒に居住する(simul manserint)限り(のことであり)。<sup>b)・3)</sup>

AV 1・84・a <sup>a)</sup>しかし、(彼等が)互いに別れることを望むならば、<sup>4)</sup>(彼等は)、そのように(=共同で)封与された所領を、主君の許可なしに、彼等の裁量に従って彼等の間で分割することのできる。<sup>5)</sup>そして、それ以降は、彼等のうちなんびとも、他の者が死亡した場合、他の者の(持)分についてなんらかの権利(=請求権)(aliquod ius)<sup>6)</sup>をもつことはない、(その者が)主君から(その)レーンについて(の)期待権(expectatio in beneficio)<sup>7)</sup>を受領していたのでない限り。<sup>a)</sup>

- 1) 前出 AV 1・45 (=レーン法22・1)、註・5、および、Hi., S. 136, Anm. 1を参照されたい。それによって複数の兄弟たちが——見た目にも——恰も一人の家臣のように臣従札を捧げて授封を求めることになる、ということは改めて指摘するまでもあるまい。この点については、前出レーン法7・9、註・1を述べたことを参照されたい。
- 2) この場合、「レーン法」の gelike were の語が AV の aequale ius に対応していることに注意されたい。(なお、本誌・次号=52巻5号に掲載予定の拙稿「同じゲヴェーレをもって」、占有か保障か——ザクセンシュピーゲル・ラント法2・43・1の正しい解釈のために——、註・6を参照されたい)。
- 3) 「レーン法」では、AV の b - b の箇所が削除されて、(AV とは異なり)「一緒に居住する」ことはこの共同授封(=「総手的授封」)のための要件には数えられていない(なお、次註・4をも参照)。因みに、「ラント法」では、父が死亡した場合の遺産相続の具体的プロセスを記述する際に、「標準的ケース」としては相続人が父(や母)と一緒に居住していない場合を想定している。ラント法1・22・1、および、石川「アイゲン」、9頁以下を参照されたい。
- 4) この箇所、AV の「互いに別れることを望む」が、「レーン法」で「その所領について互いに別れることを望む」と改訂されたことも、前註・3で述べたように、「レーン法」では、(共同授封を受ける)兄弟たちが(必ずしも)「一緒に居住する」こ

とを要せず、その所領について「同じ権利」をもっていれば足りる、とされたことによるものと考えられる。

- 5) この件については、後出レーン法32・4 (=AV1・85・b)、註・3を参照されたい。
- 6) この箇所、「レーン法」の *recht* の語が AV の *aliquod ius* が対応している。いずれも「実体的権利」をも意味しうる語であるが、「レーン法」や AV における *recht = ius* の一般的用語法だけでなく、すぐ後(註・7)の箇所で——例外として——ゲディングを封与されている場合に言及されており、その場合、原則として——あるいは、前出 AV1・21 (=レーン法5・2)では——ゲディング権者は主君の「承認」を求めなければならない、とされて) いるので、(敢えて)「=請求権」という補訳を施しておいた。なお、次のレーン法32・2、註・2をも参照されたい。
- 7) ここでは、「レーン法」の *gedinge* の語には AV の *expectatio in beneficio* が対応している。この点については、前出レーン法5・1=AV1・19、1・20、註・3、レーン法6・2=AV1・25、註・3、レーン法10・1=AV1・27、註・2、および、レーン法20・1=AV1・44、註・2を参照されたい。

**32・2<sup>1)</sup>** また、彼等(兄弟たち)がその所領を(分割せずに)一緒に(=共同)もっている間は、彼等のうちの一人が死亡する(ないし、した)場合、彼の子が父に代って、彼(=子)の<sup>レオン</sup>所領を、彼の父がそれをもっていた(のと同じ)ように、伯(叔)父たちと(*vedder*)と共同で保持する(ことになる)。<sup>2)</sup>

- 1) この条項は、AV に対応条項がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものである。
- 2) 直前のレーン法32・1 (=AV1・83、1・84・a)では(その末尾で)、共同で(=「総手的」に)授封された兄弟たちが、所領を分割した後に、彼等のうち一人が死亡した場合の(だけ)を扱っているので、このレーン法32・2が所領をまだ(分割せずに)共同もっている間に一人が死亡した場合のことを補足しようとしたものであることは、改めて指摘するまでもあるまい。なお、この場合にも、「子」は(彼自身は授封されていないのだから)自動的に「彼の父に代る」のではなく、主君から——彼単独でなのか、あるいは、「彼の伯(叔)父たちと共同に」なのかは不明であるが——改めてその所領(ないし、それについての持分)の授封を受けなくてはならない、と考えられる(前出レーン法22・1=AV1・45を参照)。したがってこの場合、「子」がもつ「権利」というのも、(いわゆる)「相続」権(=具体的には)主君に対して(亡)父の所領の授封を求める権利のことであり、このことは、前出レーン法32・1=AV1・84・aの *recht* ないし *ius* の解釈(同条への註・5を参照)

についても、参考(ないし、傍証)になるはずである。

**32・3** <sup>a)</sup> 彼等、一緒に (=共同で) 授封された者 (=兄弟) たちが、(同じ) 一つの所領を一緒に (=共同で) もっている間は、彼等のうち誰もが、他の者を抜きにして、その中からいかなる部分をも (自分の家臣に) 封与し (lien) または (誰かに) 譲り (laten)<sup>1)</sup>、それによって彼がそれ (=所領) を他の者から遠ざける (=奪う) ことを (verne)<sup>2)</sup> えない。<sup>a)</sup> <sup>b)</sup> その者 (ないし、その家臣) は、それ (=その所領) についていかなる部分をも受領していないのだから、それ (=その所領) について彼は<sup>3)</sup> いかなる部分をも封与しまたは譲る<sup>1)</sup> ことをえないのである。しかしながら、彼がその (所領の) 中から封与しまたは譲る (ないし、譲った)<sup>1)</sup> ものがあれば、彼自身はそれを破る (breken) (=封与または譲与を取り消して取り戻す) ことができず、それを破りうる (breke) のは、その所領を彼と共同で (受領し) もっている者のうちの一人だけである。<sup>b)・4)</sup>

**AV 1・84・b** <sup>a)</sup> いずれかのレーンが前述の仕方 (=複数の者に共同) で授封された後は、彼等 (=共同授封者) のうちなんびとも、単独で、誰かにそこ (=そのレーン) から何かを封与する (concedere)<sup>1)</sup> ことをえない、(彼等が) それ (=そのレーン) を彼等自身で分割し (てい) ない間は。<sup>a)</sup> **AV 1・85・a**

<sup>b)</sup> 主君 (=共同授封されたレーンの一部を自分の家臣に又授封しようとする、あるいは、した者) は (自分の) 家臣に、どうして (彼自身が) その (レーンの) 一部を単独で受領していない (のに、その) レーンの一部を封与 (したり) する (concedere)<sup>1)</sup> ことができようか。そうではなく (もちろん、それはできないのであって、法 (の定め) に従い (de iure) 彼等 (=共同授封者) 自身から (その) レーン (の一部) を持ち去る (=奪う) ことができる (auferat)<sup>2)</sup> 者 (がもしいるとすれば、それ) は、彼 (=又家臣) がその者から (その一部を) 授封されたのと同じ (=当の) 主君ではなく、(そのレーンが) (その) 主君と共同でそれらの者に属している (=そのレーンをその主君と共同でもっている) 彼等 (=共同授封者) なのである。<sup>b)</sup>

1) この条項、「レーン法」と AV は、(後註・4で述べるように、特に b-b の件では) 表現の仕方が (かなり) 変っているものの、基本的には同趣旨のことを述べている。

ただし、註・1を付した箇所に限っては、AV で単に concedere とあったものが、

「レーン法」では *lien unde laten* と改められ、*laten* の語が付け加えられている。この場合 *laten* の語が「譲る」(ないし、「引き渡す」)を意味するについては、前出レーン法30・1 (=AV 1・80)、註・5 および8を参照されたい。なお、AV 1・85・a、b-bの箇所の論理から言っても、共同授封者が単独で所領を誰かに譲与する(ないし、引き渡す)ことはできないはずであり、この点も「レーン法」との間に実質的な差はないとしても、「レーン法」でこのような「改訂」が行われたことによって、より明確に「家臣権」を保護しようとする同書の姿勢がうかがわれるであろう。

- 2) 「レーン法」の *vernen* の語は、ここでは AV の *aufferre* に対応している。
- 3) この箇所、Text, S. 55 では、*her* となっているが、(おそらく第1版の表記がそのまま残ったことに由来する)ミス・プリントであろう。
- 4) 卒直に言って、この b-b の箇所、AV のテキストは(「レーン法」を参照せずにそれだけを独立に読むと)、特に(自分の家臣にレーンの一部を又授封する)共同授封者(の一人)も(前出AV 1・84・aの彼等に授封する「主君」と同じく) *dominus* と表記されていることが蹟きの石になり、直ちにその論旨を把握しがたいものになっている。(上掲の邦訳は、まず「レーン法」の対応箇所を読み、その上で AV のテキストを何とかそれと同旨に読もうと努めた上で、通常の場合よりもはるかに思い切った「補訳」を加えることによって、——望むらくは——何とか「レーン法」と同旨のことが読み取れるように工夫したものである)。おそらくアイケ自身も「ドイツ語第1版」執筆の際に同じことを感じたため、「レーン法」では表現の仕方がかなり大幅に改められ、その結果「レーン法」の b-b の件ははるかに分かりやすいものになっている。なお、この箇所、「レーン法」では一人の共同授封者が行った所領の一部の「違法な」封与や譲与を取り消しうるのは、(他の)共同授封者全員ではなく、「そのうちの一人」とされていることに注意しておきたい。この点については、次のレーン法32・4 (=AV 1・85・b)、註・3を参照されたい。

## 233

32・4<sup>a)</sup> 一人より多く(=複数)の者が(同じ)一つの所領を授封されて、彼等がそれ(=その所領)ついでに別れていない(=その所領を分割していない)場合は、<sup>1)</sup> 彼等の主君が死亡する(ないし、した)時、一人の者だけを除き、彼等のうち(それ以外の)なんびとも、別な(=第2の、新しい)主君に授封更新を求める(*volgen*)<sup>2)</sup> ことをえない。<sup>a)・3)</sup>

AV 1・85・b<sup>a)</sup> 複数の者が(同じ)一つのレーンを授封され、また(互い

に)別れていない場合は、<sup>1)</sup> 主君が死亡した時、一人の者を除き、(彼等は)その(レーンの)授封更新を別な(=第2の、新しい)主君に求めることをえない(sequatur)。<sup>2)・a)・3)</sup>

- 1) 以上の文によって、こ(れら)の条項で前出レーン法32・1(=AV1・83)に始まる諸条項と同じ主題、すなわち兄弟たちに対する共同(=「総手的」)授封が扱われていることは明らかであろうが、「レーン法」の「それについて別れていない」とAVの「(互いに)別れていない」の相違については、前出レーン法33・1(=AV1・83)、註・4を参照されたい。
- 2) volgen(=sequor)の語については、前出レーン法2・6(=AV1・7)、註・3を参照されたい。
- 3) この条項に述べられているように、主君が死亡した時、兄弟たちのうち一人だけが新しい主君(=主君の息、それが無い場合は上級主君)に授封更新を求めることができるのだとすれば、「共同授封」はそれを認めてくれた主君一代限りのものであり、主君が替ればそれとともに終了せざるをえない、ということになる。そのことにも、この「共同(=「総手的」授封)は言わば「例外中の例外」であって、「単独(の家臣への)授封」が大原則であったことがうかがえるが、こうした傾向は何も主君の死亡の際にはじめて突然現れるわけではない。「共同受封者」は主君が彼等のうち誰から勤務を求めるべきかを決めなければならないこと(前出レーン法8・2を参照)、彼等が(たとえば証人として)言わば(全体で)一人分の権利・義務しかもたないこと(前出レーン法7・9、および、同条への註・1を参照)、それに、直前のレーン法32・3(=AV1・84・b)(註・3の箇所)では、共同受封者の一人が行った所領の一部の授封や譲与を取り消してそれを取り戻しうるのも「一人の者だけ」とされていること、などにもすでにそうした傾向が認められるが、前出レーン法32・1(=AV1・84・a)、註・5の箇所で、彼等が所領の分割を望む場合、「主君の許可なしに」、「彼等が望むように」(あるいは、「彼等の裁量に従って」)そうすることができる、とされていることも、同じ考え方にともづくものであろう。(なお、主君が死亡したとき兄弟たちが「(ただ)一人の受封者」を決める手続については、おそらく前出レーン法29・2(=AV1・75、1・76)が準用された、と考えられる)。